民法(債権関係)の改正に関する検討事項(9) 詳細版

目 次

第1 期間の計算	
1 総論(民法に規定することの当否等)	
2 過去にさかのぼる方向での期間の計算方法	2
第 2	2
1 総論	2
2 時効期間と起算点	
(1) 短期消滅時効制度について	
(2) 原則的な時効期間について	5
(3) 例外的な時効期間について	
ア 定期金債権	
イ 判決等で確定した権利	10
ウ 不法行為等による損害賠償請求権	11
(4) 時効期間の起算点について	13
(5) 合意による時効期間等の変更	15
3 時効障害事由	16
(1) 総論(見直しの要否等)	16
(2) 中断事由(時効期間の更新、時効の新たな進行)	20
(3) その他の中断事由(訴えの提起等)の取扱い	22
(4) その他の中断事由(差押え、仮差押え又は仮処分)の取扱い	27
(5) 現行制度における時効の停止事由の見直し	31
(6) 当事者間の交渉・協議による時効障害	32
4 時効の効果	34
(1) 時効の援用等	34
(2) 債務者以外の者に対する効果(援用権者)	35
(3) 時効の利益の放棄等	37
5 形成権の期間制限	
6 その他	
(1) その他の財産権の消滅時効	
(2) 取得時効への影響	
【参考】 諸外国等における消滅時効制度	
T フランフ	10

	1	時効期間	.42
	2	時効障害事由	.42
	3	合意による変更の可否	.44
	4	効果	. 44
П	ド	イツ	. 44
	1	時効期間	.44
	2	時効障害事由	.45
	3	合意による変更の可否	.48
	4	効果	. 48
Ш	オ	ランダ	.49
	1	時効期間	.49
	2	時効障害事由	.50
	3	合意による変更の可否	.51
	4	効果	. 52
IV	玉	際的動産売買における時効に関する条約	. 52
	1	時効期間	.52
	2	時効障害事由	.53
	3	合意による変更の可否	.55
	4	効果	. 55
V	彐	ーロッパ契約法原則(PECL)	. 56
	1	時効期間	.56
	2	時効障害事由	. 56
	3	合意による変更の可否	.57
	4	効果	. 58
VI	ア	メリカ	.58
	1	時効期間(期間の長さ、起算点)	. 58
	2	時効障害事由	.61
	3	合意による変更の可否	.62
	4	時効の効果	.62
VII	1	ギリス	.62
	1	時効期間	.62
	2	時効障害事由	.66
	3	合意による変更の可否	.67
	4	効果	. 67

- ※ 本資料の比較法部分は、以下の翻訳・調査による。
- ドイツ民法・フランス民法・オランダ民法・イギリス法については、金山直樹編「消滅時効 法の現状と改正提言」(別冊NBL122号211頁-227頁,235頁-257頁)掲載 の以下の訳文を利用した。

ドイツ民法 (齋藤由起小樽商科大学准教授), フランス民法 (金山直樹慶應義塾大学教授, 香川崇富山大学准教授), オランダ民法 (松久三四彦北海道大学教授), イギリス法 (松尾弘慶應義塾大学教授) (なお, オランダ民法, イギリス法における訳注は石川博康東京大学社会科学研究所准教授・法務省民事局参事官室調査員による。)

- ヨーロッパ契約法原則オーレ・ランドーほか編, 潮見佳男ほか監訳『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』(法律文化社, 2 0 0 8 年)
- 国際的動産売買における時効に関する条約 曽野和明「国際売買に関する二つの条約の発効」ジュリスト912号(1988)
- アメリカにおける時効制度 石田京子 早稲田大学法務研究科助教・法務省民事局参事官室調査員

第1 期間の計算

1 総論(民法に規定することの当否等)

期間の計算に関する規定(民法第138条から第143条まで)については、後記2で取り上げた考え方が提示されているほか、これらの規定を削除すべきである(私法以外にも広く適用される法律で規定すべきである)という考え方も提示されているが、どのように考えるか。このほか、期間の計算の規定の見直しに当たっては、どのような点に留意する必要があるか。

(参照・現行条文)

○ (期間の計算の通則)

民法第138条 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従う。

○ (期間の起算)

民法第139条 時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。

民法第140条 日,週,月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、 算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

○ (期間の満了)

民法第141条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。 民法第142条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

○ (暦による期間の計算)

民法第143条 週,月又は年によって期間を定めたときは,その期間は,暦に 従って計算する。

2 週,月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週,月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

(補足説明)

期間の計算に関する規定(民法第138条から第143条まで)については、これらを法の適用に関する通則法において規定することを前提として、民法からは削除すべきであるという考え方が提示されている(参考資料2 [研究会試案]・132頁。参考資料1 [検討委員会試案] においても「期間の計算に関する規定を定める位置については、別途検討する。」とされている。)。期間の計算の規定は、法令等に特別の定めがある場合を除き(同法第138条)、私法関係だけでなく公法関係にも適用されると言われていることから、そのような規定を民法に置くのは必ずしも適当でないという理由によるものと考えられる。もっとも、法の適用に関する通則法の第2章(法律に

関する通則)には、実際には法律の適用に関係する通則的規定のみが置かれているのであり、期間の計算のような規定を置くことは適当でないという反論もあり得る。

以上を踏まえ、上記のような考え方について、どのように考えるか。

2 過去にさかのぼる方向での期間の計算方法

民法は、一定の時点から将来に向かう方向で期間を計算することを想定した規定を置いているところ、これとは反対に、一定の時点から過去にさかのぼる方向での期間の計算についても規定を設けるべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(補足説明)

民法第138条から第143条には、期間の計算方法として、専ら一定の時点から 将来に向かう方向で期間を計算することを想定した規定のみが置かれている。

しかし、これとは反対に、一定の時点から過去にさかのぼる方向で期間を計算することが必要となる場合もある。例えば、法令上は、破産法において支払の停止等がある前6月以内にした行為といった要件が設けられている例(同法第160条第3項)があり、また、契約においても、ある基準日の前の一定の期間内に一定の行為をすべきことを定めるといった例は、広く想定され得るところである。そこで、そのような場合における期間の計算についても、民法上、初日を算入するかどうか等の期間の計算方法を明らかにする規定を設けるべきであるとの考え方が提示されている。

この考え方は、基本的には将来に向かう方向でも過去にさかのぼる方向でも同様の規律が妥当するとした上で、過去にさかのぼる方向での期間の計算には民法第142条に相当する規律は不要であるとしている。これは、過去にさかのぼる方向で数えた場合の最後の日(時系列では最初の日)が仮に休日であったとしても、その翌日以降に権利行使をすることが可能であるから、同条のような規律を設ける必要がないことを理由としている。もっとも、これに対しては、過去にさかのぼる方向で数えた場合の最後の日(時系列では最初の日)に一定の行為をすることを内容とする債務の場合を想定すると、民法第142条のような規定も必要ではないかとの考え方もあり得る。以上のような考え方について、どのように考えるか。

第2 消滅時効

1 総論

消滅時効については、特に短期消滅時効制度に対して理論的にも実務的にも 様々な問題が指摘され、これを廃止すべきであるという考え方が提示されており、 また、主に債権の消滅時効を念頭に置いて、時効期間と起算点(後記 2)、時効 障害事由(後記 3)、時効の効果(後記 4)等の総合的な見直しが必要であると 指摘されているところであるが、そのほか、消滅時効に関する規定の見直しに当 たり、どのような点に留意する必要があるか。

(参照・現行条文)

○ (消滅時効の進行等)

民法第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

- 2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者の ために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、 権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることがで きる。
- (債権等の消滅時効)

民法第167条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

2 時効期間と起算点

(1) 短期消滅時効制度について

民法は、債権の原則的な時効期間を10年としつつ(同法第167条第1項)、例外として短期消滅時効の制度を設け、ある債権がいかなる職種に関して発生したものであるかによって細かく区分し、それぞれ3年、2年又は1年の時効期間を定めている(同法第170条から第174条まで)。しかしながら、このような区分を設けることの合理性にはそもそも疑問があるという指摘がされているほか、実務的にも、ある債権がどの区分に属するかを逐一判断する必要が生じて煩瑣である上、その判断が容易でない例も少なくない等の問題点が指摘されている。

そこで、短期消滅時効制度を廃止して、できる限り時効期間の統一化ないし 単純化を図るべきであるという考え方が提示されているが、どのように考える か。

(参照・現行条文)

○ (定期給付債権の短期消滅時効)

民法第169条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

○ (三年の短期消滅時効)

民法第170条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

- 一 医師, 助産師又は薬剤師の診療, 助産又は調剤に関する債権
- 二 工事の設計,施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

民法第171条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

○ (二年の短期消滅時効)

民法第172条 弁護士,弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は,その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは,消滅する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経 過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。 民法第173条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。
 - 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
 - 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人の ために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権
 - 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育,衣食又は寄宿の代価について 有する債権
- (一年の短期消滅時効)

民法第174条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

- 一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価 に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館,料理店,飲食店,貸席又は娯楽場の宿泊料,飲食料,席料,入場料, 消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

(補足説明)

1 民法は、債権の消滅時効における原則的な時効期間を10年としつつ(同法第167条第1項)、その例外として、短期消滅時効の制度を設け、ある債権がいかなる職種に関して発生したものであるかによって細かく区分し、それぞれ3年、2年又は1年の時効期間を定めている(同法第170条から第174条まで)。また、定期給付債権については5年という時効期間が定められている(同法第169条)。

このような短期消滅時効制度が設けられている趣旨は、民法第170条以下に掲げられている債権については、日常頻繁に生ずる上に額も多くないことを常とし、かつ、受取証書も交付されないことが多く、また、交付されても長期間保存されないのが通例であることから、短期の消滅時効を設けて法律関係を確定し、紛争の発生を防ぐ必要があるためなどと説明されている。また、同法第169条の定期給付債権については、支払を怠って延滞額が累積しがちであり、また、支払をしても受取証の保存を怠ったりしがちで証拠方法の保全が困難であることから、短期の消滅時効を設けて救済する必要があるためなどと説明されている。

2 しかし、こうした短期消滅時効制度については、実務的に、債権ごとに短期消滅 時効の該当性を確認する必要がある点で煩瑣であることや、短期消滅時効のどの規 定の適用があるのか否かが不明確であるという問題が指摘されており、また、具体 的に列挙された債権とそれ以外の債権との間に合理的な区別があるのか疑問である こと等の問題点が指摘されている。 例えば、民法第170条では医師、助産師や薬剤師が規定され、同法第172条では弁護士や公証人が規定されているところ、これらに近接する職業(例えば、あん摩マッサージ指圧師、司法書士など)に適用があるのか不明確であるとの指摘がされている。また、仮に列挙されていない職業には適用がないと解するのであれば、その時効期間は原則どおり10年となるが、こうした時効期間の取扱いの違いにつき合理的な理由があるのか疑問であるとの指摘もされている。

同様に、短期消滅時効にかかるものとして列挙されている債権の間でも、例えば、 弁護士の職務に関して受け取った書類に関する責任については3年(民法第171 条)とする一方、弁護士の職務に関する債権について2年(同法第172条)とし ていることに、合理的な理由があるのか問題とされている。

こうした問題を解決するため、短期消滅時効制度を廃止して、できる限り時効期間の統一化ないし単純化を図るべきであるという考え方が提示されている(参考資料1 [検討委員会試案]・199頁、参考資料2 [研究会試案]・135頁、参考資料3 [時効研究会試案]・301頁)。

このような考え方について、どのように考えるか。

3 なお、短期消滅時効を廃止して時効期間の統一化を図るという考え方を採る場合には、民法上の他の部分において短期の消滅時効期間や権利行使期間を定めている規定(例えば、売買契約の売主の担保責任について期間制限を定める民法第564条、第566条や、使用貸借契約において契約の本旨に反する使用や収益によって生じた損害の賠償請求等について期間制限を定める民法第600条(同法第621条で賃貸借に準用)が挙げられる。)についても、それを維持する必要性があるかどうかを個別に検討する必要があると指摘されている。また、同様のことは、商法その他民法以外の法律における短期の消滅時効期間等を定めた規定(例えば、商行為によって生じた債権の消滅時効期間を原則として5年間とする商法第522条など)についても問題となると指摘されている。

(2) 原則的な時効期間について

民法は、債権の消滅時効における原則的な時効期間を10年としている(同法第167条第1項)ところ、短期消滅時効制度を廃止して時効期間の統一化ないし単純化を図るという考え方(前記(1)参照)を採る場合には、それと併せて、債権の原則的な時効期間を5年ないし3年に短期化すべきであるという考え方が提示されている。短期消滅時効制度を廃止しつつ債権の原則的な時効期間については現状を維持するとすれば、多くの事例において時効期間が大幅に長期化する結果となり、適当でないからであるなどとされる。

このような考え方について、どのように考えるか。

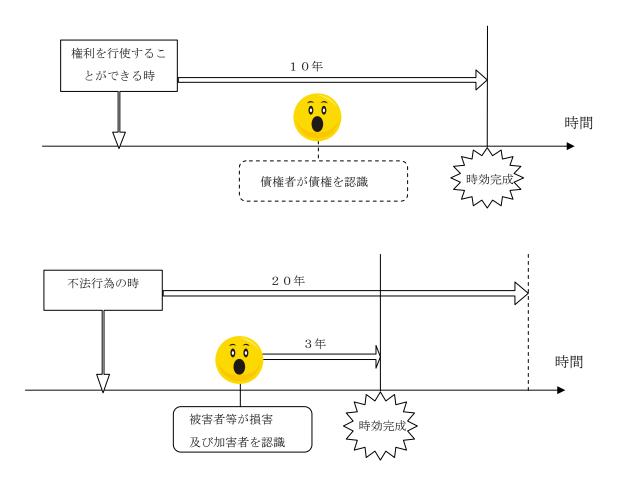
(参考・現行法における時効期間の定め)

原則 : 10年(民法第167条1項)

短期消滅時効:1年・2年・3年・5年(民法第169条~第174条)

商事債権 : 5年(商法第522条)

- ※この他、長期の例外を置いている例として、以下のものが挙げられる。
 - ①不法行為による損害賠償請求権(第724条)
 - ・ 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間
 - ・ 不法行為の時から20年間
 - ②定期金債権(第168条)
 - ・ 第1回の弁済期から20年間
 - ・ 最後の弁済期から10年間
 - ③判決で確定した権利 (第174条の2)
 - ・確定判決によって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。



(補足説明)

1 現行法制定時の経緯

民法は、債権の消滅時効における原則的な時効期間を10年としている(同法第167条1項)。この規定は、その制定過程において、旧民法(明治23年)では30年とされていたところを民法修正案で20年とされ、さらに帝国議会における審

議で10年に短縮されたという経緯がある。

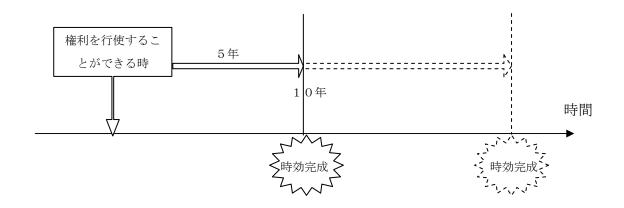
民法修正案で短縮化が提案された理由は、取引が頻繁になるに従って遠隔の地に ある者でも自己の権利確定が容易になり、また、取引から生ずる権利の早期の確定 が要請されてくるからなどと説明されている。

2 問題の所在

もっとも、現行制度では、原則的な時効期間を10年としつつも、商品の売買代金債権(民法第173条第1号)や建築工事の請負代金債権(同法第170条第2号)を始め、多くの種類の債権について個別に短期の時効期間が定められており、実際に10年という時効期間が適用される債権の類型は、それほど多くないと言われている。このため、仮に、短期消滅時効制度を廃止して時効期間の統一化ないし単純化を図るという考え方(前記「(1)短期消滅時効制度について」参照)を採る一方で、債権の原則的な時効期間については現状を維持するとすれば、多くの事例において時効期間が大幅に長期化する結果となり、現行制度の下で消滅時効制度が果たしている機能が害され、適当でないという指摘がなされている。そこで、短期消滅時効制度を廃止するという考え方を採る場合には、それと併せて、債権の原則的な時効期間を短期化する必要があるという考え方が提示されている。

3 立法提案

具体的な立法提案を見ると、まず、時効期間の起算点を現行法と同様に「権利を 行使することができる時から」とした上で、時効期間を原則として5年とし、ただ し一定の少額債権については時効期間を2年とするという考え方が提示されている (参考資料2[研究会試案]・133頁)。

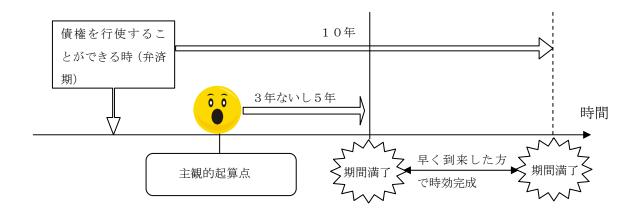


また、現行法の「権利を行使することができる時」(客観的起算点)から10年という時効期間は維持した上で、これに加えて、債権発生の原因及び債務者を知ったとき(主観的起算点)から3年、4年又は5年のいずれかの時効期間を定め、これらを併置する(いずれか早く到来した方で時効が完成する)という考え方も提示されている(参考資料1 [検討委員会試案]・198頁)。この考え方では、主観的起算点は、債権行使を現実的に期待することができる時点を表すものとされる。そして、ここから起算する場合の時効期間については、短期消滅時効を廃止することと

の関係で、そのうちの最長期である3年と商事消滅時効期間の5年の間で期間を選択することが提案されている。

さらに、時効期間の起算点を「債権者に権利行使を期待することができる時から」と改めた上で、時効期間を原則として5年とし、ただし消費者契約における事業者の消費者に対する債権については3年という例外を設けるという考え方も提示されている。この考え方では、さらに弁済期から10年という時効期間も併置する(いずれか早く到来した方で時効が完成する)こととされている(参考資料3 [時効研究会試案]・301頁)。この考え方は、時効期間を5年とする理由の一つとして、現在の取引社会における原則的な時効期間である商事時効(商法第522条)や、会計法の時効期間(同法第30条)など、既存の法律と適合的であることを挙げている。

時効期間の長短という問題は、起算点の定め方と不可分のものであるほか、時効の中断・停止事由の定め方や、当事者間の合意による時効期間の変更を許容するかどうかなど、他の論点とも密接に関連していると言われているが、それらを踏まえつつ、以上のような考え方について、どのように考えるか。



4 諸外国における時効期間の見直し

日本民法の母法国においても、近時、時効制度の現代化が図られている。ドイツでは2002年に行われた民法改正において、短期消滅時効制度が廃止されるとともに、それまで30年とされていた原則的な時効期間が3年に短縮された。これは、2年又は4年の短期消滅時効の適用範囲が拡大され、30年の期間は短期消滅時効規定の適用がない場合の受け皿としてしか機能していなかった判例上の取り扱いを踏まえたものとされている。このように通常の時効期間を短期化する一方で、債権者が請求権について認識する前に時効が完成してしまうことを防止するため、それまで請求権発生時としていた起算点を、債権者の認識可能性を考慮する起算点に変更する手当てをしている。フランスにおいても、2008年に民事時効制度が抜本改正され、それまで30年とされていた原則的な時効期間を5年とし、短期消滅時効及び時効期間を10年とする商事時効制度が廃止された。短期消滅時効が廃止さ

れたのは、適用範囲が不明確であることなどが理由であるとされている。また、起 算点についても、それまでは特に規定を置いていなかったところ、権利者が「権利 の行使を可能とする事実を知り、また知るべきであった時」と明記する改正が行わ れている。

(3) 例外的な時効期間について

仮に短期消滅時効を廃止して時効期間の統一化ないし単純化を図るという 考え方を採る場合に、原則的な時効期間(前記(2))に対して、次のアからウま でのような例外を定める必要があるという考え方がある。

ア 定期金債権

定期金債権の消滅時効(民法第168条)については、超長期に及ぶ債務を負担する者を保護するために例外的な取扱いをする合理性があり、基本的には現行規定を維持すべきであるとした上で、その時効期間と起算点について、最後に弁済がされた時から10年間とする考え方や、各回の弁済期から10年間とする考え方が提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(参照・現行条文)

○ (定期金債権の消滅時効)

民法第168条 定期金の債権は、第一回の弁済期から二十年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から十年間行使しないときも、同様とする。

2 (略)

○ (判決で確定した権利の消滅時効)

民法第174条の2 確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。
- (不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)

民法第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理 人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

(補足説明)

年金債権のように、一定額の金銭などを定期的に給付させることを目的とする債権(定期金債権)について、民法は、第1回の弁済期から20年間又は最後の弁済期から10年間行使しないときに消滅するとして、消滅時効の原則的な時効期間に

関する例外を定めている(同法第168条)。これは、定期に発生する支分権について権利行使が全くされないときでも、基本権である定期金債権がいつまでも時効にかからず、支分権が発生し続けるのは適当でないという考慮に基づくものとされる。

民法第168条における「第一回の弁済期から二十年間」の時効期間については、一度も支払がされなかった場合には文言通り第1回の弁済期から20年間を意味するが、例えば数回の支払がされた後、支払がされなくなったときは、各回の支払毎に時効の中断を生ずるため、結局、最後の支払の時から20年間を意味することになると解されている。他方、「最後の弁済期から十年間」の時効期間については、弁済期から10年間が経過すれば、支分権として発生した毎期の債権が全部消滅することとなるので(同法167条第1項)、当然のことを規定したものであるとされている。

こうした定期金債権の消滅時効(民法第168条)については、その規定の趣旨は合理的であり、基本的にこれを維持すべきであるとした上で、その時効期間と起算点について、各回の支分権の弁済期から10年間権利行使がないときは定期金債権(基本権)の時効が完成するという考え方が提示されている(参考資料3[時効研究会試案]・304頁)。

また、同様に、現行法の定期金債権の消滅時効の規定は基本的に合理的なものであるという理解に立った上で、同条第1項前段について、最後に弁済がされた時から起算する旨を条文上明らかにするとともに、時効期間を10年とするという考え方が提示されている(参考資料1 [検討委員会試案]・202頁)。この考え方は、これと併せて、定期金債権(基本権)が消滅するのではなく、将来分も含めた支分権が消滅する(履行を免れる)ものとすることや、当然のことを規定したものと解されている同条第1項後段は削除することを提案している。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

イ 判決等で確定した権利

確定判決等によって確定した権利については、それが短期消滅時効の対象であったとしても、確定後の時効期間は10年とされているところ(民法第174条の2第1項)、その趣旨は、高度の確実性をもって確定された権利について、その後も時効完成を阻止するために短期間のうちに権利行使すべきことを求めるのは適当でないからなどと言われている。このような規定の趣旨には合理性があるとして、原則的な時効期間(前記(2))の短期化を図る場合であっても、確定判決等で確定した権利については例外的な取扱いをすべきであるという考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(補足説明)

確定判決や確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、 その権利が短期消滅時効の対象とされているものであったとしても、確定後の時効 期間は、原則的な時効期間である10年とされている(民法第174条の2第1項)。 判決が確定した後の時効期間も従前の短期の時効期間と同一であるとすれば、① 債権者は、再び時効完成を阻止するために短期間のうちに訴えを提起しなければならなくなって、実際上、不都合であるし、また、②短期消滅時効制度の趣旨の一つとして短期間に決済するべき債権債務について弁済の証拠の不明確さを防ぐことがあるが、判決で確定された債権については債権の存在が公的に確定された以上、短期で消滅させる理由に乏しいことなどから、昭和13年の民法改正でこの規定が追加されたものである。

仮に原則的な時効期間を統一化し、短期化する措置を講ずるとした場合(前記「(2) 原則的な時効期間について」参照)には、これに伴って、判決等で確定した権利に関する時効期間も短期化すべきか、それとも原則的な時効期間よりも長期とする例外を設けるかが問題となる。

この点については、原則的な時効期間について短期化する措置を講じようとする趣旨は、判決等で確定した権利には当てはまらないなどとして、その時効期間は例外的に10年とする考え方が提示されている(参考資料1 [検討委員会試案]・201頁、参考資料3 [時効研究会試案]・299頁)。また、判決等で確定した権利にも、短期化した原則的な時効期間(5年)を適用するとした上で、一定の少額債権についての例外的な時効期間(2年)は適用しないという考え方も提示されている(参考資料2 [研究会試案]・135頁)。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

ウ 不法行為等による損害賠償請求権

民法第724条は、不法行為による損害賠償請求権について、損害及び加害者を知った時を起算点とする3年の時効期間と、不法行為の時から20年という期間制限を設けているところ、この規定に対しては、債権一般についての原則的な時効期間の見直しと合わせて、廃止するか、又は3年の時効期間を5年とすべきであるなどの考え方が提示されている。

また,これとは別に,生命,身体等の侵害による損害賠償請求権については,債権者(被害者)を特に保護する必要性が高いことから,原則的な時効期間よりも長期の期間を定めるべきであるという考え方も提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 不法行為によって生じた損害賠償の請求権は、①被害者又はその法定代理人が 損害及び加害者を知った時という主観的起算点から3年間行使しないときは、時 効によって消滅し(民法第724条前段)、②不法行為の時という客観的起算点か ら20年間行使しないときも、同様とするとされている(同条後段)。

このうち、3年という短期の時効期間が定められているのは、時間が長く経過するにつれて加害者の責任の有無及び損害額の立証が困難になることや、被害者感情の沈静化などの理由に基づくものとされている(もっとも、後者の理由につ

いては批判も強い。)。また、時効期間を短期とするに当たり、起算点を、債権一般(民法第166条第1項)とは異なり、権利行使が現実に可能となる時としている。

他方で、不法行為の時から20年という期間制限が設けられているのは、主観的起算点からの時効期間のみでは、債権者(被害者)が損害等に気が付かない限りいつまでも権利行使が可能となって、適当でないためなどとされている。

2 不法行為による損害賠償請求権についての特則である民法第724条については、債権一般についての原則的な時効期間の見直し(前記「(2) 原則的な時効期間について」参照)と関連して、見直すべきことが提案されている。

すなわち,原則的な時効期間についても主観的起算点からの短期の時効期間を 併置するという考え方からは,不法行為による損害賠償請求権についての特別な 規定を設ける必要はなく,基本的にこれを削除すべきであるという考え方が提示 されている(参考資料1 [検討委員会試案]・199頁)。また,債権一般につい て権利行使が期待可能である時という主観的起算点を導入する考え方からは,不 法行為による損害賠償請求権については,単なる可能性でなく現実に損害と加害 者を知った時を起算点とする趣旨で,民法第724条のような特則は維持した上 で,その短期の期間を3年から5年に改めるという考え方が提示されている(参 考資料3 [時効研究会試案]・303頁)。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

3 他方で、損害賠償請求権の中でも、特に生命、身体等の侵害によるものについては、債権者(被害者)を特に保護する必要性が高いという指摘がある。すなわち、この場合には、法益の要保護性が高いこと、債権者(被害者)は通常の生活を送ることが困難な状況に陥り、物理的にも経済的にも精神的にも平常時と同様の行動をとることが期待できない状況になること、債務者は深刻な被害を他人に生じさせたのであるから、他の場合に比べて強度の負担や不安定にさらされてもやむを得ないことなどが指摘されている。

そこで、生命、身体等の侵害による損害賠償請求権については、債権一般における原則的な時効期間よりも長い期間(20年又は30年など)を定めるべきであるという考え方が提示されている。この考え方においては、不法行為によって発生した債権に限定せず、生命、身体等の侵害による損害賠償請求権であれば、契約に基づく債務の不履行(例えば、安全配慮義務違反)によって発生したものも同一の取扱いとするという考え方が併せて提示されている。このような考え方について、どのように考えるか。

(関連論点)

1 例外的に長期の時効期間を定める損害賠償請求権の範囲

生命,身体等の侵害による損害賠償請求権については,債権一般における原 則的な時効期間よりも長い期間を定めるという考え方を採る場合に,具体的な 対象範囲については,「生命,身体,健康又は自由に対する侵害」とする考え方 や,「生命,身体,名誉その他の人格的利益に対する侵害」とする考え方が提示 されているが,どのように考えるか。

2 民法第724条後段を除斥期間とする考え方の採否

民法第724条後段における不法行為の時から20年という期間制限について、判例(最判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁)は、除斥期間を定めたものであり、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるという主張は、主張自体失当であるとしている。これに対しては、学説上の批判が強く、その後の判例も具体的な事案の解決に当たっては、正義・公平の理念に照らして修正を図っていると言われている(最判平成21年4月28日民集63巻4号853頁等参照)。そこで、時効期間の見直しに当たっては、同条後段のような客観的起算点からの長期の期間制限についても、除斥期間ではなく時効であることを明確にすべきであるという考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(4) 時効期間の起算点について

消滅時効における時効期間は、原則として「権利を行使することができる時」から起算するとされているところ(民法第166条第1項)、この起算点については、現行法を維持すべきであるという考え方がある一方で、原則的な時効期間の見直し(前記(2))と関連して、債権者等の認識を基準とする主観的起算点による時効期間を併置する考え方も提示されており、その具体的な主観的起算点としては、「債権発生の原因及び債務者を知った時」とする考え方と「債権者に権利行使を期待することができる時」とする考え方が提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(参照・現行条文)

○ (消滅時効の進行等)

民法第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。 2 (略)

○ (不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)

民法第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理 人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

(補足説明)

1 消滅時効期間の原則的な起算点

消滅時効は、権利を行使することができる時から進行するとされている(民法第166条第1項)。この「権利を行使することができる時」の意味については、権利を行使することが現実に期待できた時であるとして、権利者の主観的事情をも考慮する見解も有力に主張されているが、債権を行使することについて法律上の障害が

なくなった時と解するのが通説であると言われており、権利者が権利を行使することができることを知らなくとも、法律上権利行使が可能であれば、時効は進行するとされている。

2 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間の起算点

不法行為による損害賠償請求権については、①被害者又はその法定代理人が損害 及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅し、②不法 行為の時から20年を経過したときも、同様とするとされている。これは主観的起 算点からの短期の期間制限と客観的起算点からの長期の期間制限とを組み合わせた ものと言われており、不法行為以外の原因から生じた債権についても妥当する方式 であるという考え方がある。

3 起算点に関する立法提案

原則的な時効期間の見直し(短期化)と関連するため、起算点の見直しに関する立法提案についても、すでに前記「(2) 原則的な時効期間について」で取り上げているが、起算点の見直しに着目して整理すると、次のような考え方が提示されている。

まず,現行法を維持し,「権利を行使することができる時」を時効の起算点とする 考え方が提示されている(参考資料2[研究会試案]・135頁)。

他方で、起算点の異なる二重の時効期間を設けることを前提として、その一方の 起算点について債権者の認識等の主観的事情を考慮するもの(主観的起算点)とす る考え方が提示されている。

その一つは、「債権発生の原因及び債務者を知った時」を起算点とする考え方である(参考資料1 [検討委員会試案]・198頁)。この考え方は、基本的に、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効に関する民法第724条と類似する二重の時効期間を債権一般について設けることを提案するものである。

もう一つは、「債権者に権利行使を期待することができる時」を起算点とする考え 方である(参考資料3 [時効研究会試案]・301頁)。権利行使の期待可能性とは、 債権者が必ずしも債権及び債務者を認識していなくても、その認識可能性があれば 足りるとされているが、他方、債権者が債権及び債務者を認識していても権利行使 が事実上期待できないときは、ここでの権利行使の期待可能性は否定すべきものと されている。この考え方は、現行民法第166条についての判例もこのように解し ているという理解に立っている。

主観的起算点を採用する二つの考え方においては、いずれも客観的起算点(前者 (検討委員会試案)では「債権を行使することができる時」、後者(時効研究会試案) では「弁済期」と、それぞれ表現されている。)から始まる長期の時効期間を組み合 わせることが提案されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

4 諸外国における起算点の見直し

日本民法の母法国における起算点の見直しの動きを見ると,ドイツでは,時効期間を短期化することと併せて,起算点をそれまでの請求権発生時ではなく,債権者

の認識可能性を考慮するルールに変更された。これは、債権者が請求権について認識する前に時効が完成してしまうことを防止するためであるとされている。他方、請求権発生時(損害賠償請求権については、損害惹起行為時)を起算点とする長期の時効期間(期間は10年が原則。ただし、生命や自由などが侵害された場合の損害賠償請求権については30年)が併置されている。これは、主観的要件が満たされない限り時効が永久に完成しないおそれがあることに対応したものであるとされている。フランスにおいては、時効の起算点を「権利の行使を可能とする事実を知り、または知るべきであった時」とし、時効期間を短期化する一方で、起算点については当事者の主観を考慮した柔軟なものとしている。他方で、「債務を発生させる行為の時」から10年間(人身損害などについては30年間)という上限期間が設けられたが、それは起算点の柔軟化による弊害を緩和するためのものとされている。

(関連論点)

債権の消滅時効制度の主たる趣旨が、長期にわたる証拠の収集・保存の負担から債務者を解放することにあるとする立場から、例えば普通預金債権のように、法令等により債務者が債権に関する記録を作成し、債権者からの照会に応ずるべきものとされている場合には、その趣旨が妥当しないとして、消滅時効の起算点の例外を設けるべきであるという考え方が提示されている。具体的には、この場合には、債務者が債権者に対して、債権の内容を示して時効の進行を開始させる趣旨の通知をした時をもって、起算点とすべきであるという考え方である(参考資料1 [検討委員会試案]・200頁)。

このような考え方について、どのように考えるか。

(5) 合意による時効期間等の変更

当事者間の合意で法律の規定と異なる時効期間や起算点を設定することの可否について、現行法の下では、時効制度が公序であるかどうか等をめぐって議論があるところであり、時効完成を困難にする合意は無効であるが、容易にする合意は有効であるとする見解などが示されているものの、学説は必ずしも安定しているとは言えない。そこで、この点について立法的な解決を図るべきであるという考え方があり、例えば、原則として合意による時効期間等の変更を認めつつ、必要な限定を設ける考え方などが提示されているが、どのように考えるか。

(補足説明)

民法には、時効期間や起算点に関し、当事者間で法律の規定と異なる合意をした場合の効力について定める規定は、設けられていない。起草者は、特別の規定がある場合を除き、時効か除斥期間かに関わらずその期間を延長する合意は認められないことを前提としていたと言われている。また、その後の学説も、時効利益の事前放棄を否定する民法第146条と同様の趣旨から、時効期間の延長や時効の中断事由の排斥な

ど、時効の完成を困難にする方向の特約は、一般に無効であるとする一方で、逆に時効期間を短縮するなど、時効の完成を容易にする方向の特約は、特に妨げられないとしてきたと言われている。このうち時効完成を困難にする方向の特約の効力が否定される理由としては、時効制度は期間の経過により権利の取得や消滅を生じさせる公益上の制度であること(公益性)や、債務者の窮状に乗じて時効の完成を困難にする特約がされるおそれがあること(濫用防止)が挙げられている。

このような状況の下で、当事者間の合意で法律の規定と異なる時効期間や起算点を 定めることの可否について、明文の規定を置くべきであるという考え方が提示されて いる。

それによると、当事者間の合意に対する一定の制約を設けることが必要であるとした上で、基本的に、当事者間の自由な合意を認めるという考え方(参考資料1 [検討委員会試案]・203頁)と、時効完成を容易にする方向での合意のみを認めるという考え方(参考資料3 [時効研究会試案]・305頁)とが提示されている。

また、当事者間の合意に対するその他の制約として、以下のような提案がされている。すなわち、まず、①合意の時期に関して、債権の成立後は当事者の合意による変更を認める必要がない(時効期間を満了させないためには、債務者が債務の承認をすればよい)ことから、合意の時期を債権発生の時までとするという考え方が提示されている。また、②合意により変更することができる時効期間の範囲に関して、当事者の一方が優越的地位を不当に行使することや、当事者が時効制度を無意味にすることを認めるべきでない等の観点から、変更可能な期間の最短と最長とを法定すべきであるという考え方が提示されている。これに関連する問題として、③消費者契約に関しては、法律の規定に比べて消費者に不利な合意は無効とすべきであるという考え方が提示されている。このほか、④合意による変更をすることができない債権として、故意又は重大な過失による損害賠償請求権や、生命、身体等に対する侵害を理由とする損害賠償請求権については、時効期間を延長する合意のみならず、短縮する合意についても効力を認めないこととすべきであるという考え方が提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

3 時効障害事由

(1) 総論(見直しの要否等)

民法には、時効の進行や完成を妨げる事由(時効障害事由)として中断と停止という二つの類型が設けられているところ、これに対しては、例えば、中断事由とされる「請求」(同法第147条第1号)の意味が必ずしも明確でなく、かつ、訴えの提起によって中断が生じた後でも、その取下げがあれば中断の効力が生じないとされるなど、複雑であることから、分かりやすく再編成すべきであるなどの問題意識が示されている。また、仮に短期消滅時効制度を廃止する一方で原則的な時効期間の短縮化を図るとすれば、権利者の保護のため、比較的容易に時効の進行を止めることができる手段を用意しておく必要があることも指摘されている。

このような指摘を踏まえ、例えば、中断と停止という現行制度の枠組み自体 を改める考え方などが提示されているが、このような見直しの要否及び見直し をする場合の基本的な方向性について、どのように考えるか。

(参照・現行条文)

○ (時効の中断事由)

民法第147条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認
- (時効の中断の効力が及ぶ者の範囲)

民法第148条 前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事 者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

○ (裁判上の請求)

民法第149条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断 の効力を生じない。

○ (支払督促)

民法第150条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

○ (和解及び調停の申立て)

民法第151条 和解の申立て又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

○ (破産手続参加等)

民法第152条 破産手続参加,再生手続参加又は更生手続参加は,債権者がその届出を取り下げ,又はその届出が却下されたときは,時効の中断の効力を生じない。

○ (催告)

民法第153条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

○ (差押え、仮差押え及び仮処分)

民法第154条 差押え,仮差押え及び仮処分は,権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは,時効の中断の効力を生じない。

民法第155条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対し

てしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

○ (承認)

民法第156条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

○ (中断後の時効の進行)

民法第157条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにそ の進行を始める。

- 2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその 進行を始める。
- (未成年者又は成年被後見人と時効の停止)

民法第158条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見 人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力 者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、 その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

- 2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父,母又は後見人に対して 権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となっ た時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、そ の権利について、時効は、完成しない。
- (夫婦間の権利の時効の停止)

民法第159条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の 解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

○ (相続財産に関する時効の停止)

民法第160条 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

○ (天災等による時効の停止)

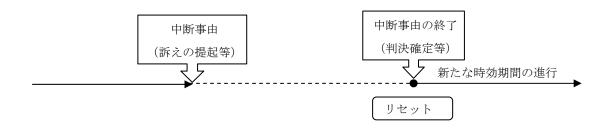
民法第161条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から二週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(補足説明)

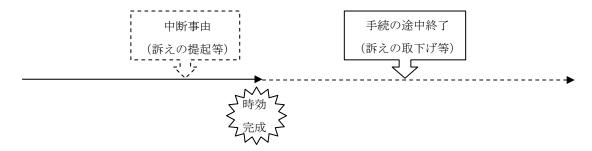
1 現行制度

民法には,時効の進行や完成を妨げる事由(時効障害事由)として,中断と停止 という二つの類型が設けられている。

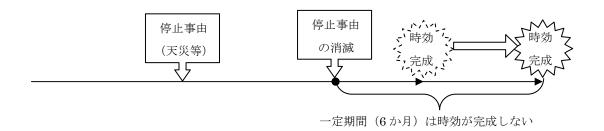
このうち、時効の中断は、その事由が生ずると、それまで進行した時効期間が意味を失い、その事由が終了した時点から再び新たな時効期間が進行を開始するというものである(同法第157条)。



ただし、中断事由とされる手続が途中で終了したような場合には、時効の中断の 効力は生じなかったこととされる(同法第149条から第152条まで)。



他方,時効の停止は,時効完成の時において権利者が時効の中断のための措置を講ずることが困難である事由がある場合に,その事由が消滅した後一定の猶予期間を経過するまでは,時効が完成しないとするものである(同法第158条から第161条まで)。中断とは異なり,それまでに経過した期間が無意味になるのではなく,停止事由の消滅後に一定期間が経過するまで時効期間が延長される。



2 問題点の指摘

このような現行制度に対しては、例えば、中断事由とされている「請求」(民法第147条第1号)の意味が必ずしも明確でない上、訴えの提起その他の裁判上の手続等をとることによって時効の中断が生じた後、その手続が途中で終了すると中断の効力が生じないものとされるなど、いたずらに複雑である等の問題意識が示されている。また、「中断」という文言そのものに対しても、字義通りに解すれば、一時的に進行が止まることを意味するものであり、その事由が止んだ後は再び残りの部分が進行するものと誤解されやすいため、適切でないという批判がある。

さらに、仮に、短期消滅時効制度を廃止して時効の統一化ないし単純化を図ると ともに(前記「2(1)短期消滅時効制度について」参照)、原則的な時効期間の短縮 化を図るとすれば(前記「2(2) 原則的な時効期間について」参照),それに関連して、権利者が不当に権利を失うような事態が生ずることを避けるため、比較的容易に時効の進行を止めることができる手段を用意しておく必要があるという問題意識も示されているところである。

3 立法提案の概観

このような問題意識を踏まえ、時効障害事由に関しては、様々な立法提案が行われており、中断と停止という現行制度の枠組み自体を改める考え方も提示されている。これを論点毎に整理すると、次のようなものである。

第1に、訴えの提起等により時効の中断が不確定的に生ずるという現行制度を改め、名称はともかく、確定的に新たな時効の進行が始まる事由を明記すべきであるという考え方が提示されている。その名称としては、「時効期間の更新」とするもの(参考資料1 [検討委員会試案]・204頁)、端的に「時効の新たな進行」とするもの(参考資料2 [研究会試案]・134頁)、これを新たな「中断事由」とするもの(参考資料3 [時効研究会試案]・299頁)がある。

第2に、現行法が時効の中断事由としている訴えの提起等の取扱いについては、内容の異なる考え方が提示されている。その一つは、「時効期間の進行の停止」という新たなカテゴリーを設け、その事由が生じた時点で時効期間の進行が停止し、その事由が止んだときに残りの時効期間が再び進行を開始するものとすべきであるという考え方である(参考資料1 [検討委員会試案]・204頁)。もう一つは、訴えの提起等についても、おおむね現行法における時効の停止と同様に取り扱うべきであるとする考え方であり、これを「時効完成の猶予」とするもの(参考資料2 [研究会試案]・133頁)や、これを新たな「停止事由」とするもの(参考資料3 [時効研究会試案]・294頁)がある。

第3に、現行法が時効の停止事由としているものについては、その停止期間の見直しを提案するものがある(参考資料2[研究会試案]・133頁、参考資料3[時効研究会試案]・298頁)ほか、その名称を「時効期間の満了の延期」とするもの(参考資料1[検討委員会試案]・204頁)や、前出の「時効完成の猶予」とするものがある。

4 検討

以上を踏まえ、時効障害事由に関する見直しの要否及び見直しをする場合における基本的な方向性について、どのように考えるか。

なお、後記「(2) 中断事由(時効期間の更新、時効の新たな進行)」以下においては、時効障害事由の全般的な見直しが必要であるとした場合におけるその具体的な内容を、上記3の第1から第3までの整理に従って、順次取り上げることとする。

(2) 中断事由(時効期間の更新, 時効の新たな進行)

民法第147条以下に規定されている時効の中断事由に対しては、ある手続の申立て等によって時効が中断された後、その手続が途中で終了すると中断の効力が生じないとされるなど、複雑で分かりにくいという問題が指摘されてお

り, これを踏まえて, 新たな時効が確定的に進行することとなる事由 (更新事由)を区別して条文上明記すべきであるという考え方が提示されている。また, この更新事由としては, ①権利を認める判決の確定, ②確定判決と同一の効力が認められる事由 (裁判上の和解等) が生ずること, ③相手方の承認, ④民事執行(差押え等) などが挙げられている。

このような考え方について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 問題の所在等

民法第147条は、時効の中断事由として、請求(同条第1号)、差押え、仮差押え又は仮処分(同条第2号)及び承認(同条第3号)を掲げているところ、このうち、請求や差押え等については、訴えの提起その他の手続の申立てによって時効が中断した後、その手続が途中で終了すると中断の効力が生じないとされるなど、複雑で分かりにくいという問題が指摘されている。

そこで、訴えの提起等により時効の中断が不確定的に生ずるという現行制度を改め、分かりやすいものとする観点から、確定的に新たな時効の進行が始まる事由(更新事由)のみを区別して条文上明記すべきであるという考え方が提示されており、 具体的な事由としては以下のものが挙げられている。

2 具体的な更新事由

まず、①確定判決や、②確定判決と同一の効力を有するとされている事由が挙げられている。権利を認める判決が確定した場合にその確定の時から新たに時効が進行することは、現行法上も明文が設けられているところである(民法第157条第2項)。また、権利を認める裁判上の和解を始めとして、確定判決と同一の効力が認められている事由が生じた場合に、新たな時効が進行することについても、異論は見られない。もっとも、この①②については、新たに進行する時効の時効期間について特に長期とすべきであるという考え方が提示されていることとの関係で(前記「2(3)イ判決等で確定した権利」参照)、他の事由とは区別して整理する考え方もある。

次に、③相手方の承認が挙げられている。承認とは、時効の利益を受ける当事者が、時効によって権利を失う者に対してその権利が存在することを知っている旨を表示することとされている。このような表示があるときには、権利の存在が明らかとなっていること、権利者が直ちに権利を行使しなくともあえて権利の行使を怠っているとはいえないこと、権利関係の存在が明らかとなっていることなどから、時効の中断事由とされているものである(民法第147条第3号)。

さらに、④民事執行(差押え等)が挙げられている。民法第147条第2号に掲げられている差押え、仮差押え又は仮処分のうち、民事保全に関するものは更新事由とはせず、他方、民事執行に関するものは差押えに限らず、間接強制や代替執行をも含めて更新事由とするという考え方であり、当該債権の存在が否定されることなく民事執行の手続が終了した時から新たな時効が進行することを提案するもので

ある。もっとも、民事執行の手続が権利者の取下げや不適法とされる事由により途中で取り消された場合には(同法第154条参照)、更新事由とすべきでないとされる。また、民事執行の手続により権利者が完全な満足を得た場合には、新たな時効が進行する余地はない。このため、この事由が現実に働く場面としては、権利の一部の満足により民事執行の手続が終了した場合が想定されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

3 中断事由の相対効

民法第148条は、時効中断の効力がその事由の生じた当事者及びその承継人の間においてのみ効力を有する旨を定めている(時効中断の相対効)ところ、時効期間の更新(新たな時効の進行)の事由についても、基本的にこれと同様に扱うという考え方が提示されている(参考資料2 [研究会試案]・135頁、参考資料3 [時効研究会試案]・300頁)。また、保証人に関しては、主債務者に対する時効中断の効力が保証人にも及ぶ旨を定める同法第457条と同趣旨の規定を、時効期間の更新についても設けることが提案されている(参考資料1 [検討委員会試案]・205頁、参考資料2 [研究会試案]・185頁)。他方、物上保証人については、被担保債権と同時でなければ時効によって消滅しない旨を定めた同法第396条(同法第361条で不動産質権に準用)により、被担保債権の時効中断の効力が物上保証人に及ぶことが示されていると解されており、時効期間の更新についてもこの規定に委ねることが考えられる。

以上のことは、他の時効障害事由に関しても、同様とすることが提案されている。もっとも、物上保証人に関しては、同法第396条が「債務者及び抵当権設定者に対しては・・・消滅しない」と規定しているため、それ以外の者(抵当不動産の第三取得者など)との関係では抵当権が被担保債権とは別に時効消滅すると解釈する余地がある。そこで、このような結論は不当であるとして、同法第396条の「債務者及び抵当権設定者に対しては」という文言を削除すべきであるという考え方が提示されている(参考資料3[時効研究会試案]・310頁。参考資料1[検討委員会試案]・85頁も同様の方向性を示唆している。)。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(3) その他の中断事由(訴えの提起等)の取扱い

民法第147条に掲げられている時効の中断事由のうち、新たな時効が確定的に進行することとなる事由(更新事由)を区別して明記すべきであるという考え方を採るとした場合に(前記(2))、その他の中断事由については、どのように取り扱うべきか。このうち、訴えの提起を始めとする「請求」(同条第1号)の取扱いについては、その事由が生じた時点で時効期間の進行が停止し、その事由が止んだ時から残りの時効期間が再び進行するものとする考え方(時効期間の進行の停止)と、現行制度における時効の停止事由と同様に取り扱うとする考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(参照・現行条文)

○ (時効の中断事由)

民法第147条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認
- (裁判上の請求)

民法第149条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中 断の効力を生じない。

○ (支払督促)

民法第150条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

○ (和解及び調停の申立て)

民法第151条 和解の申立て又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

○ (破産手続参加等)

民法第152条 破産手続参加,再生手続参加又は更生手続参加は,債権者がその届出を取り下げ,又はその届出が却下されたときは,時効の中断の効力を生じない。

○ (中断後の時効の進行)

民法第157条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにそ の進行を始める。

2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその 進行を始める。

(補足説明)

1 現行制度

民法は、「請求」を時効の中断事由とした上で(同法第147条第1号)、それに該当するものとして、裁判上の請求(同法第149条)、支払督促(同法第150条)、和解及び調停の申立て(同法第151条)、破産手続参加等(同法第152条)を挙げている。しかし、これらの手続の申立て等をしたとしても、その手続によって債権の存在が確定されなければ、最終的には時効の中断は認められないこととされている(同法第149条から第152条まで)。また、債権の存否を確定しないで手続が終了したときは、その手続が係属している間も時効が進行し、すでに時効が完成していたという事態が生じ得るので、そのような事態を避けるため、手続が係属している間は催告が継続してされているものと考えて(裁判上の催告)、手続が終了し

た時から6か月以内に訴え等をすれば、時効中断の効力は維持されるものと解されている。

2 立法提案

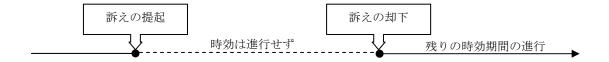
時効の中断事由の見直しに当たっては、こうした現行法の解釈を踏まえ、債権の存否を確定しないまま手続が終了した場合に、債権者が不当な不利益を被ることがないように配慮する必要がある。そこで、具体的な立法提案としては、まず、訴えの提起やその他の手続の申立て等があった場合には、時効期間の進行が停止するものとすべきであるという考え方が提示されている(参考資料1 [検討委員会試案]・207頁)。手続の継続中は、債権者はその手続における債権の実現の成り行きを見守り、他の実現方法を講じないのが普通であり、そのような態度は不当とはいえないため、手続の継続による時間の経過によって債権者を不利に扱うべきではないとして、手続開始時における時効の残存期間をそのまま維持すべきであるというのである。

また、この考え方は、時効期間満了の間際に手続の申立てがされる場合には、単に時効期間の進行停止を認めるだけでは、たとえば訴えの取下げ後に直ちに時効が完成する事態を生ずるおそれがあることなどを考慮し、手続の終了後、一定期間が経過した後まで時効の完成が延期されることを併せて提案している。

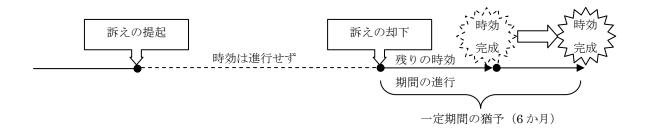
(i) 債権の存在が判決等によって確定して,手続が終了した場合



(ii) 債権の存否を確定しないまま手続が終了した場合



※ ただし、手続終了時点で時効完成までに一定期間以上の期間がない場合



これに対して、訴えの提起やその他の手続の申立て等の権利行使型の事由についても、民法第158条から第161条までに掲げられている権利行使困難型の時効停止事由と同様に、時効の停止(時効期間の満了の延期)の事由とする考え方も提示されている。時効期間満了前の一定期間(3か月又は6か月)内に訴訟手続その他の手続が係属している場合には、手続の終了からその一定期間を経過するまでの間は、時効が完成しないものとするというのである(参考資料2[研究会試案]・133頁、参考資料3[時効研究会試案]・294頁)。その理由としては、訴えの提起等を時効障害事由とする趣旨は、確定判決等による時効期間の更新(新たな時効の進行)に至るまでの間に、時効が進行し続けて完成することを阻止することにあり、その限度での機能を認めれば足りることが挙げられている。また、前者の考え方が提示する時効期間の進行停止に対しては、義務者において時効の完成時期を正確に認識することを困難にするおそれがあることを指摘する。

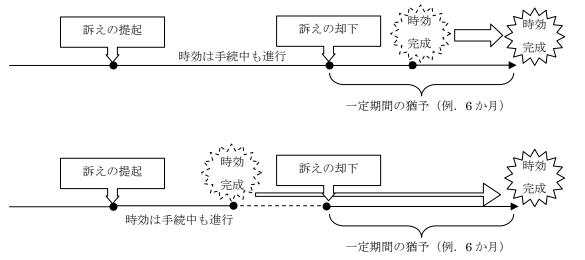
(i) 債権の存在が判決等によって確定して,手続が終了した場合



(ii) 債権の存否を確定しないまま手続が終了した場合



※ 手続中に時効期間が満了する場合や手続終了時点で、時効完成までに一定期間以 上の期間がない場合



以上のような考え方について、どのように考えるか。

なお、時効期間の進行停止という新たなカテゴリーを設ける考え方は、進行停止 事由の効力が及ぶ範囲についても、現在の中断事由に関する取扱いと同様とすることを提案している(参考資料1 [検討委員会試案]・208頁)。なお、時効障害事由の効力が及ぶ範囲に関する立法提案に関して、前記「(2) 中断事由(時効期間の更新、時効の新たな進行)」(補足説明)3参照。

(関連論点)

1 債権の一部について訴えの提起等がされた場合の取扱い

債権の一部について訴えの提起等がされた場合には、その一部についてのみ時効中断の効力が生ずるとした判例がある(最判昭和34年2月20日民集13巻2号209頁)。

これに対しては、①債権の一部について請求がされるときには、相応の理由により一部請求を選択した債権者を保護する必要性があり、また、②一部の請求であることが明らかにされていれば債務者は残部についての争いに備えるべきことを認識することができるとして、一部請求であることを明らかにして訴えの提起等がされた場合には、債権全部について時効障害事由としての効果が生ずることとすべきであるとの考え方が提示されているが(参考資料1 [検討委員会試案]・209頁)、どのように考えるか。

2 債務者以外の者に対して訴えの提起等をした旨の債務者への通知

債権者が債権の満足を得るため、その債権のための保証人、物上保証人等、債務者以外の者を相手方として訴えの提起等をした場合において、その訴えの提起等をした旨を債務者に通知すれば、債務者との関係においても、通知の到達時に時効期間の進行停止の効力が生ずるものとすべきであるという考え方が提示されている。その理由としては、債務者が無資力である場合のように、専ら時効の完成を阻止するためだけに債務者を相手に訴えの提起等をしなければならないことがあるため、このような債権者の負担を軽減すべきであることなどが挙げられているが、どのように考えるか。

3 催告(民法第153条)の取扱い

催告(民法第153条)は、条文の文言上は時効の中断事由の一つとして整理されているものの、実質的には時効の完成間際にそれを延期する効力しか認められていないことから、これを時効の停止事由(時効期間の満了延期事由)と改めるべきであるという考え方が提示されている。また、催告は、本来の手続の申立てを行うまでの暫定的なものと位置付けるべきであって、催告の繰り返しには時効の完成を阻止する効力は認められないと解されていることから、そのことを条文上明確にすべきであるという考え方も提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(4) その他の中断事由(差押え、仮差押え又は仮処分)の取扱い

民法第147条に掲げられている時効の中断事由のうち、新たな時効が確定的に進行することとなる事由(更新事由)を区別して明記すべきであるという考え方を採るとした場合に(前記(2))、その他の中断事由のうち「差押え、仮差押え又は仮処分」(同条第2号)については、どのように取り扱うべきか。ここでも前記(3)と同様に、民事執行や民事保全の申立てがあった時点で時効期間の進行が停止し、その手続が終了した場合(更新事由とされる場合を除く。)にその時から残りの時効期間が再び進行するものとする考え方(時効期間の進行の停止)と、差押え、仮差押え又は仮処分が存続していること等を現行制度における時効の停止事由と同様に取り扱うとする考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(参照・現行条文)

○ (時効の中断事由)

民法第147条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 (略)
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 (略)
- (差押え,仮差押え及び仮処分)

民法第154条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

○ (中断後の時効の進行)

民法第157条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 (略)

(補足説明)

1 現行制度

民法第147条第2号は、差押え、仮差押え又は仮処分を時効の中断事由としているところ、判例は、権利者がこれらの手続の申立てをした時に中断の効力が生ずるとしている(大決昭和13年6月27日民集17巻1324頁、最判昭和59年4月24日民集38巻6号687頁)。もっとも、これらの手続が権利者の取下げや不適法とされる事由により途中で取り消された場合には時効の中断の効力は生じない(同法第154条)。

2 更新事由とすべきもの

新たな時効が確定的に進行することとなる事由(更新事由)を明記すべきである という考え方を採るとした場合に(前記「(2)中断事由(時効期間の更新,時効の 新たな進行)」参照),その更新事由として,民事執行(差押え等)を挙げる考え方 が提示されている。民事執行の手続が、権利者の取下げ等により途中で取り消されることなく終了するに至った場合において、まだ権利の完全な実現に至っていないときは、その手続終了の時から新たな時効の進行が開始するということである。この点は、現行制度の下でも、同様に理解されている。なお、民事執行に関するものは差押えに限らず、間接強制や代替執行をも含めて更新事由とするという趣旨で、「差押え」ではなく「民事執行」ないし「執行」とされている(参考資料1 [検討委員会試案]・205頁、参考資料3 [時効研究会試案]・299頁)。

他方,現行法の下では,仮差押え又は仮処分についても,申立てによって中断の 効力が生ずるとされ,その後,新たな時効の開始時期について異論はあるものの, 保全命令・保全執行の効力の消滅時から新たな時効の進行が開始すると解されてい る(最判平成10年11月24日民集52巻8号1737頁)。

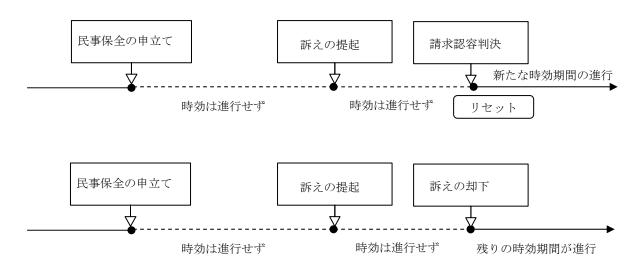
しかしながら、この仮差押え又は仮処分については、現行制度の下での理解とは 異なり、更新事由とすべきではないという考え方が提示されている(参考資料1 [検 討委員会試案]・208頁、参考資料3 [時効研究会試案]・294頁)。その理由と しては、保全命令・保全執行は、債務名義に基づくものではなく、また、本案の訴 えが提起されるまでの時間をつなぐ暫定的なものにすぎないことから、確定判決等 と同等の効力を与えるのは適当でないことなどが挙げられている。このような考え 方について、どのように考えるか。

3 更新事由としないものの取扱い(立法提案)

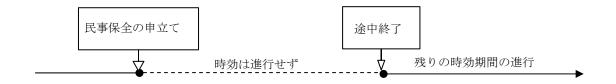
具体的な立法提案としては、ここでも訴えの提起等と同様に(前記「(3) その他の中断事由(訴えの提起等)の取扱い」参照)、民事執行や民事保全の申立てがあった場合には、時効期間の進行が停止するものとすべきであるという考え方が提示されている(参考資料1 [検討委員会試案]・208頁)。これらの手続の申立てをした債権者は、この手続による債権の実現を期待して、他の措置をとることが合理的に期待することができなくなるので、手続中の時間の経過によって債権者を不利に扱うべきではないとして、手続の申立て時における時効の残存期間をそのまま維持すべきであるというのである。

また、この考え方は、時効期間満了の間際に民事執行の申立てがされる場合には、 単に時効期間の進行停止を認めるだけでは、例えば、手続の取下げ後に直ちに時効 が完成する事態を生ずるおそれがあることなどを考慮し、手続の終了後、一定期間 が経過した後まで時効の完成が延期されることを併せて提案している。仮差押え又 は仮処分について図示すると、以下のように整理される。

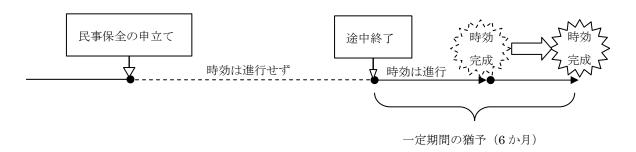
(i) 手続が開始し、その後、訴えの提起等がなされた場合



(ii) 手続が開始し、その後、手続が途中で終了した場合

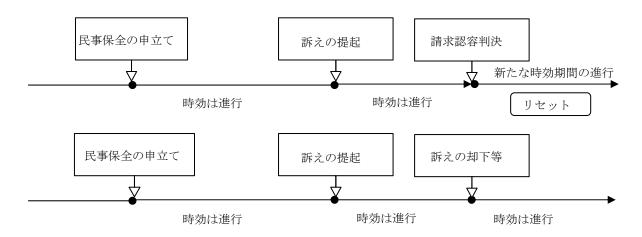


※ ただし、手続終了時点で時効完成までに一定期間以上の期間がない場合



これに対して、訴えの提起等の権利行使型の事由についても時効の停止(時効期間の満了の延期)の事由とする考え方(前記「(3) その他の中断事由(訴えの提起等)の取扱い」参照)からは、ここでも同様に、差押え、仮差押え又は仮処分を時効の停止事由とする考え方が提示されている(参考資料2[研究会試案]・133頁、参考資料3[時効研究会試案]・294頁)。仮差押え又は仮処分について図示すると、以下のように整理される。

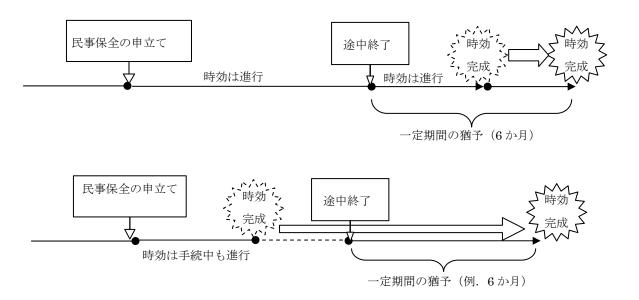
(i) 手続が開始し、その後、訴えの提起等がなされた場合



(ii) 手続が開始し、その後、手続が途中で終了した場合



※ 手続中に時効期間が満了する場合や、手続終了時点で時効完成までに一定期間以 上の期間がない場合



以上のような考え方について、どのように考えるか。

(5) 現行制度における時効の停止事由の見直し

民法第158条から第161条までにおいては、時効が完成するに際して権利者が中断のための措置を講ずることに障害がある事由が列挙され、それらの事由がある場合には、障害が消滅した後一定期間が経過するまでは時効が完成しないこととされている。これらの事由については、特に見直しの必要がある旨の指摘は見られないものの、時効の完成が延期される期間については、これを6か月から3か月に短期化すべきであるという考え方がある一方で、1年に伸ばすことも検討すべきであるという考え方もある。また、天災等による時効の停止(民法第161条)の期間が2週間とされているところ、これを6か月に伸ばすべきであるという考え方も提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(参照・現行条文)

○ (未成年者又は成年被後見人と時効の停止)

民法第158条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見 人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力 者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、 その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

- 2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して 権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となっ た時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、そ の権利について、時効は、完成しない。
- (夫婦間の権利の時効の停止)

民法第159条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の 解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

○ (相続財産に関する時効の停止)

民法第160条 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

○ (天災等による時効の停止)

民法第161条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から二週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(補足説明)

民法第158条から第161条までにおいては、時効が完成するに際して権利者が中断のための措置を講ずることに障害がある事由が列挙され、それらの事由がある場合には、障害が消滅した後一定期間が経過するまでは時効が完成しないこととされている。具体的には、①時効期間の満了前6か月以内に未成年者や成年被後見人に法定

代理人がないとき(同法第158条第1項),②未成年者や成年被後見人がその財産を管理する父,母又は後見人に対して権利を有するとき(同条第2項),③夫婦の一方が他方に対して権利を有するとき(同法第159条),④相続財産に関する権利(同法第160条),⑤天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないとき(同法第161条)について、時効の停止が定められている。

これらの時効の停止事由については、特に見直しの必要がある旨の指摘は見られないものの、時効の完成が延期される期間については、これを6か月から3か月に短期化すべきであるという考え方がある(参考資料2 [研究会試案]・133頁)。これに対して、仮に短期消滅時効制度を廃止する一方で原則的な時効期間の短期化を図るとすれば(前記2(2)「原則的な時効期間について」参照)、現行制度よりも時効の停止の機能すべき場面が拡大するとして、権利者保護の観点から、その期間を6か月から1年に伸ばすことも検討すべきであるという考え方も提示されている(6か月案と1年案を併記するものとして参考資料1 [検討委員会試案]・213頁)。また、天災等による時効の停止(民法第161条)の期間が2週間とされているところ、これを他の停止事由における期間と同様に6か月とすべきであるという考え方も提示されている(参考資料3 [時効研究会試案]・298頁)

以上のような考え方について、どのように考えるか。

なお、時効の停止(時効期間の満了延期、時効完成の猶予)の事由についても、その効力の及ぶ範囲について、現在の中断事由に関する取扱い(民法第148条。保証人に関する同法第457条参照)と同様とすることが提案されている(参考資料1[検討委員会試案]・212頁、参考資料2[研究会試案]・135頁、参考資料3[時効研究会試案]・300頁)。なお、時効障害事由の効力が及ぶ範囲に関する立法提案に関して、前記「(2)中断事由(時効期間の更新、時効の新たな進行)」(補足説明)3参照。

(6) 当事者間の交渉・協議による時効障害

時効完成の間際に当事者間で交渉が行われているような場合には、訴えの提起等の強硬な手段による時効完成の阻止が必ずしも適当でないことがあるとの指摘がある。また、仮に短期消滅時効制度を廃止する一方で原則的な時効期間の短期化を図るとすれば、権利者の保護のため、比較的容易に時効の進行を止めることができる手段を用意しておく必要があるという指摘もされている。

このような指摘を踏まえ、一定の要件の下で、当事者間における交渉・協議 を新たな時効障害事由として位置づけるべきであるという考え方が提示されて いるが、どのように考えるか。

(補足説明)

1 当事者間における交渉・協議と時効障害

現行制度の下では、債権の存否や内容について当事者間で協議が行われている場合であっても、時効は進行を続け、時効の完成を阻止するためには、債権者におい

て訴えの提起等の措置を講ずる必要がある。

しかし、このような現行制度に対しては、時効完成の間際に当事者間で現に交渉が行われているような場面を想定すると、債権者にとって相当に重い負担を課するものであるという指摘がある。また、債権をめぐる争いは当事者間で自発的に解決されることが望ましく、この自発的解決を支援する法整備を行うべきであるという指摘もある。このような問題意識を踏まえ、債権に関して当事者間で協議がされている間は、債権者はその成り行きに期待して、強硬な措置を当面見合わせてよいとすることが、債権者にとっても債務者にとっても望ましいとして、当事者間における協議を時効障害事由と位置づけるべきであるという考え方が提示されているが、どのように考えるか。

2 時効障害事由の中での位置付けと要件

当事者間における交渉・協議を時効障害事由とする場合における位置付けや要件 について、次のような考え方が提示されている。

まず、時効障害事由の中での位置付けについては、これを時効期間の進行停止の事由(文字通りその間の時効期間の進行が停止する)とすべきであるという考え方(参考資料1 [検討委員会試案]・208頁)と、時効の停止事由(現行法の停止と同じ)とすべきであるという考え方(参考資料2 [研究会試案]・133頁、参考資料3 [時効研究会試案]・296頁)がある。もっとも、前者の考え方も、当事者間の協議が終了した後、時効完成までに間がない場合には、時効期間の満了の延期を認めるべきであるとしているので、両者の考え方の差異は、交渉・協議が始まった時点における残りの時効期間が、交渉・協議の終了後も維持されるべきかどうかという点のみにある。

次に、交渉・協議による時効障害を認めることに対しては、公的な手続によらないことに伴う不明確さという問題があると指摘されている。この問題への対処としては、まず、交渉・協議が始まった時を明らかにするために、協議をする旨の合意があることを要するとの考え方(参考資料1 [検討委員会試案]・210頁)や、交渉を継続する旨の書面による合意を要するとの考え方(参考資料2 [研究会試案]・133頁)が提示されている。明確性の要請と実際に機能するかどうかという要請との調整が必要な問題であると考えられる。また、交渉・協議は、実際には、いつ終了したのかが必ずしも明らかでないことが多いと予想されることから、それが終了した時を明らかにする必要がある。このような問題意識から、最後の協議から一定の期間を経過した時に、時効期間の進行が再開する等の規定を設けるべきであるとの考え方(参考資料1 [検討委員会試案]・210頁、参考資料3 [時効研究会試案]・296頁)や、交渉期間の定めがない場合には3か月を経過した時に交渉の合意が終了したとみなすことができるものとする考え方(参考資料2 [研究会試案]・133頁)が提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

4 時効の効果

(1) 時効の援用等

消滅時効の効果は、債権その他の権利が起算日にさかのぼって消滅することであるが(民法第144条,第167条)、当事者が援用しなければ裁判所はこれによって裁判をすることができないと規定されている(同法第145条)。この援用の性質に関しては、今日では、当事者の援用があって初めて時効の効果が確定的に発生するという理解が一般的であると言われているが、そのことは条文上必ずしも明確ではない。そこで、当事者が援用したときに時効の効力が生ずる旨を条文上明記すべきであるという考え方が提示されている。

他方で、原則的な時効期間の見直し(短期化)とも関連して、時効の効力を必要以上に強いものとすべきでないという観点から、債権の消滅時効の完成により債務者に履行拒絶権が発生するものとすべきであるという考え方も提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(参照・現行条文)

○ (時効の効力)

民法第144条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

○ (時効の援用)

民法第145条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判 をすることができない。

○ (債権等の消滅時効)

民法第167条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 (略)

(補足説明)

1 現行法下の状況

消滅時効の効果は、債権その他の権利が消滅することである(民法第167条)。この時効の効力は、起算日にさかのぼる(同法第144条)。もっとも、時効は、当事者が援用しなければ、裁判所はこれによって裁判をすることができないとされている(同法第145条)。

この時効の援用の性質に関しては、古くから議論があり、①時効期間の経過によって確定的に権利の消滅という効果が発生するが、弁論主義の制約から、裁判所は職権で時効をもとに裁判をすることができず、当事者による訴訟上の主張が必要であるとし、民法第145条はそのことを定めたものであるとする見解(確定効果説)、②時効の完成による権利の取得や義務の消滅は確定的なものではなく、援用を停止条件として、あるいは援用をしないことを解除条件として生ずるとする見解(不確定効果説)、③時効は実体法上の権利得喪原因ではなく、裁判で援用することにより、他の権利得喪原因の証明を要しないで権利得喪の裁判を受けることを認める制度で

あるとする見解(法定証拠提出説)などが主張されてきた。この点について、今日では、当事者の援用を停止条件とし、その援用があって初めて時効の効果が確定的に発生するとする不確定効果説が通説であるとされ、判例も、特殊な事案についてであるが不確定効果説に立つことを明言したものがある(最判昭和61年3月17日民集40巻2号420頁)。

2 立法提案

債権消滅という消滅時効の効果は援用によって生ずるとするのが現行民法の一般的理解であるが、それは条文上必ずしも明確であるとは言い難いため、当事者が援用したときに初めて時効の効力が生ずる旨を条文上明記すべきであるという考え方が提示されている(参考資料1 [検討委員会試案]・214頁(甲案)、参考資料2 [研究会試案]・132頁、参考資料3 [時効研究会試案]・290頁)。

これに対して、時効期間の満了により債務者に履行拒絶権が発生し、その履行拒絶権の行使により債権の実現に向けて法の助力を求める力(請求力と強制力)が失われるとすべきであるとの考え方も提示されている(参考資料1 [検討委員会試案]・214頁(乙案))。この考え方は、時効には、債権の消滅という強い効力を与える必要はなく、債務者が履行を拒むことができるとすることで十分であるとし、また、仮に原則的な時効期間を短期化するとすれば、なおさら時効の効力を必要以上に強いものとすべきでないとする。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(2) 債務者以外の者に対する効果 (援用権者)

民法第145条は、時効の援用権者を「当事者」と規定しているところ、判例は、債務者のほか「時効により直接利益を受ける者」も時効の援用をすることができるとし、保証人、物上保証人等がこれに当たるとしている。そこで、このような判例を踏まえ、援用権者の範囲を条文上明確にすべきであるという考え方が提示されている。

他方で、時効の効果として債務者は履行拒絶権を取得するという考え方からは、基本的に債務者以外の第三者が履行拒絶の主張をすることはできないとされている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 援用権者の範囲に関する判例の状況

民法第145条は、時効の援用権者を「当事者」と規定している。この当事者の意味について、判例は「時効により直接利益を受ける者」としているところ(最判昭和42年10月27日民集21巻8号2110頁)、具体的にこれに当たる者の範囲については、以下のような事例がある。

(1)時効の援用が認められた事例

①保証人

主たる債務が消滅すれば保証債務も消滅する関係にあり、保証人も主たる債務の時効によって債務の履行を免れることができるため、主たる債務の時効を援用することができる(大判大正4年7月13日民録21輯1387頁など)。

②物上保証人

古い判例では援用権が否定されていたが(大判明治43年1月25日民録16輯22頁),現在は、抵当権者は債務者の債務不履行により抵当権が実行されると権利を失う関係にあることから、時効の援用が認められている(最判昭和42年10月27日民集21巻8号2110頁)。

③抵当不動産の第三取得者

古い判例では援用権が否定されていたが(大判明治43年1月25日民録16輯22頁),現在は,抵当不動産の第三取得者は,債務者の債務不履行により抵当権が実行されると権利を失う関係にあることから,時効の援用が認められている(最判昭和48年12月14日民集27巻11号1586頁)。

④詐害行為の受益者

古い判例では援用権が否定されたが(大判昭和3年11月8日民集7巻980頁), 詐害行為の受益者は詐害行為が取り消されると詐害行為によって取得した権利を失う者であり, 債務者の債務が消滅すれば詐害行為取消権も認められず詐害行為の受益者は権利の喪失を免れる地位にあることから, 時効の援用が認められている(最判平成10年6月22日民集52巻4号1195頁)。

(2) 時効の援用が認められなかった例

①一般債権者

一般債権者は他の債権者と平等に債務者の財産から債権を回収する権利を有するのみであり、債務者の債務が消滅しても一般債権者の債権自体には変化がない。従って、時効の援用は認められない(大判大正8年7月4日民録25輯1215頁)。

②後順位抵当権者

先順位の抵当権の被担保債権の時効消滅につき、後順位抵当権者が援用できるかについて、後順位抵当権者は先順位抵当権の被担保債権が消滅すれば配当額が増加する可能性があるが、それは抵当権の順位の上昇によってもたらされる反射的利益に過ぎないとして、時効の援用は認められていない(最判平成11年10月21日民集53巻7号1190頁)。

2 立法提案

援用と時効の効力に関して、現在の判例・通説の理解に従って明文化を行う考え方(前記「(1) 時効の援用等」参照)からは、援用権者の範囲についても、基本的に現在の判例の考え方を維持する方向の提案がされている。その上で、当事者以外で時効を援用することができる者を表す文言については、判例(大判明治43年1月25日民録16輯22頁)が提示している「直接利益を受ける者」という文言は必ずしも適当でないという批判があることから、これに代わるものとして、「保証人、物上保証人その他の法律上の正当な利害関係を有する者」とする考え方(参考資料

1 [検討委員会試案]・216頁(甲案)) や,「時効の利益を受ける当事者」(参考 資料2[研究会試案]・132頁),「正当な利益を有する第三者」(参考資料3[時 効研究会試案]・290頁)とする考え方が提示されている。

他方で、時効によって債務が消滅するのではなく、債務者に履行拒絶権が与えられるとする考え方(前記「(1) 時効の援用等」参照)からは、時効期間の満了の効果を主張することができるのは基本的に債務者に限られるという考え方が提示されている(参考資料1 [検討委員会試案]・217頁(乙案))。その理由としては、保証人、物上保証人等は債務者の資力を担保した者であり、債権者が債務者に対して履行を求めることができる状況にある以上、保証・物上保証の負担を甘受しなければならない立場にあることが指摘されている。もっとも、この考え方では、主債務について履行拒絶がされても、主債務が消滅しない以上、保証債務が付従性で消滅することはないが、この点については、担保や保証が消滅する旨の明文規定を置くとしている。また、保証人・物上保証人等には、債権者が主債務者に対して履行拒絶権を行使するかどうかの催告をするよう求める権利を付与するとする。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(3) 時効の利益の放棄等

時効完成前に時効の利益を放棄することはできないが(民法第146条)時効完成後であれば、債務者は時効の利益を放棄することができると解されている。また、時効完成後に債務者が弁済その他の債務を認める行為をした場合には、判例は、信義則上、時効援用権を喪失するとしている。そこで、このような判例等を条文上明記すべきであるとの考え方がある。

他方で、時効完成後の債務の承認については、判例の見解とは反対に、これによって時効援用権を喪失しないことを明文化すべきであるという考え方も提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(参照・現行条文)

○ (時効の利益の放棄)

民法第146条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(補足説明)

1 時効の利益の放棄の可否

時効完成前には時効の利益を放棄することができない(民法第146条)。これは,通常は弱い立場にある債務者が時効の利益の事前放棄を強いられるおそれがあることに考慮した規定であるなどと説明されている。これに対して、時効完成後は、同条の反対解釈により、債務者は時効の利益を放棄することができると解されている。これは、時効が完成した場合にその利益を受けるか否かは、当事者の意思(援用)に委ねられており、時効完成後の放棄を許さないとする理由がないためなどとされ

ている。

そこで、このような現行法下での一般的理解に従って、時効完成後は、時効の援 用権や履行拒絶権を放棄することができる旨を条文上明記すべきであるという考え 方が提示されているが、どのように考えるか。

2 時効完成後における債務の履行等の取扱い

時効の完成後に、時効が完成していることを知らずに債務の存在を前提とした行為(債務の承認、弁済等)をした場合について、古い判例は、時効の完成を知って行ったものと推定し、時効の利益が放棄されたものとしていたが(最判昭和35年6月23日民集14巻8号1498頁)、その後、時効の利益の放棄ではなく、信義則によって援用権を認めない考え方を採用している(最判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁)。

そこで、このような判例を踏まえ、時効完成後に債務者が債権の行使に応ずる旨を表示したときは、時効の援用権や履行拒絶権を行使することができなくなる旨を 条文上明記すべきであるという考え方が提示されている(参考資料1 [検討委員会試案]・218頁)。

他方で、時効完成後の義務の履行と承認とを区別し、前者(義務の履行)は、時効援用権の法定の喪失事由とし、給付目的物の返還を封ずることが適当であるが、後者(義務の承認)については、時効援用権を喪失するものとすべきでないという考え方も提示されている(参考資料3[時効研究会試案]・292頁)。その理由としては、①時効完成を知らずに承認をした後、時効完成を知って態度を変えるのは、矛盾行為とは言えないこと、②現実には、時効完成後に債権者が策略を用いて債務を承認させるような事態が起きていることなどを挙げている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

5 形成権の期間制限

形成権の期間制限については、取消権(民法第126条)や詐害行為取消権(同法426条)など、個別の規定は置かれているが、形成権一般を対象とする特別な規定は設けられていない。しかし、形成権にはその他の財産権として20年の消滅時効期間が適用されるとも解されるところ(同法第167条第2項)、判例上、債権に準ずるとして10年の時効(同条第1項)に服するとされたものがある。また、形成権の行使の結果として生ずる債権は、独立に債権自体の時効に服するのか、全体として形成権の期間制限に服するのか、学説上の争いがある。

そこで、形成権一般を対象とする期間制限についての特別な規定を整備すべき であるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(参照・現行条文)

○ (取消権の期間の制限)

第126条 取消権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、 時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

○ (債権等の消滅時効)

第167条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

- 2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。
- (詐害行為取消権の期間の制限)

第426条 第四百二十四条の規定による取消権は、債権者が取消しの原因を知った時から二年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

(補足説明)

形成権の期間制限については、取消権(民法第126条)や詐害行為取消権(同法第426条)のように個別の規定が置かれているものもあるが、形成権一般を対象とする特別な規定は設けられていない。形成権が、債権とは異なる権利であり、かつ、時効に服する権利であると考えれば、「債権又は所有権以外の財産権」として20年の消滅時効期間が適用されることになりそうである(同法第167条第2項)。しかし、判例上、解除権や再売買予約完結権などについて債権に準じて10年又は5年(商行為の解除権の場合)の期間制限に服するとされているように(解除権に関する大判大正4年7月13日民録1384頁)、債権に準じて考えるべきであるという指摘がある。他方で、形成権については権利行使による時効中断を観念しにくいため、そもそも消滅時効の適用がないという見解もかねてから有力に主張されていた。また、形成権が一方的な意思表示により法律関係を変動させるものであるため、これに伴う不安定な状態を長期化させない考慮が必要であるという指摘や、形成権の行使の結果生ずる債権の期間制限をどのように考えるかという問題点なども指摘されている。

こういった指摘を踏まえて、形成権一般の期間制限に関する特別な規定を設けるべきであるという考え方が提示されている(参考資料1 [検討委員会試案]・87頁)。

その具体的な規定内容については、①消滅時効一般について援用によって効力が生ずるとする場合であっても、形成権については援用を要せず、期間の経過により消滅する(援用を要するという考え方も選択的に示されている)、②期間制限の起算点と長さは、債権の消滅時効のそれと合わせる、③消滅時効一般の停止事由(満了延期事由)が適用されるものとするほか、権利者が形成権と関係する一定の権利に基づく訴えを提起した場合や協議の合意をした場合など、消滅時効一般に準ずる進行停止事由を設ける、④形成権の行使の結果生ずる債権については、判例(大判大正7年4月13日民録24輯669頁)に従い、形成権の行使によって債権が生じた時から時効期間の進行が開始するものとする、⑤形成権が他人の請求を阻止するために(防御的に)行使される場合には、期間制限の影響を受けないものとすることなどが提示されている。

また、形成権一般を対象とする規定を設けるのではなく、取消権や解除権などの個別の規定の見直しをする立場から、上記④と同様に、取消しや解除によって生ずる債権が、その取消し等の時から起算する時効に服することを明らかにするという考え方(参考資料3[時効研究会試案]・309頁、312頁)や、取消権について上記⑤と

同趣旨の規定を設けるべきであるという考え方(参考資料2[研究会試案]・130頁)なども提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(関連論点)

ある債権の存在を基礎として反対債権(債務)の履行を留保する同時履行の抗弁権のように、債権を基礎に成立する履行を留保する権利についても、請求を受けて初めて行使されるものであるため、形成権が防御的に行使される場合と同様の問題があると指摘されている。そこで、債権を基礎に成立する履行を留保する権利は、その債権の時効期間の満了による影響を受けないものとすべきであるという考え方が提示されているが(参考資料1「検討委員会試案]・216頁)、どのように考えるか。

6 その他

(1) その他の財産権の消滅時効

債権又は所有権以外の財産権の消滅時効については、債権についての原則的な時効期間の見直しにかかわらず、その時効期間は20年(民法第167条第2項)を維持すべきであるという考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(参照・現行条文)

○ (債権等の消滅時効)

民法第167条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

(補足説明)

債権の原則的な時効期間については、起算点と期間の長さについて見直すかどうかが論じられているが、債権又は所有権以外の財産権(その他の財産権)については、その時効期間は現在の20年(民法第167条第2項)を維持すべきであるという考え方が提示されている(参考資料3[時効研究会試案]・301頁)。その理由としては、財産権の安定的保護の重要性や、財産権の取得時効期間が20年であること(同法第162条第1項、第163条参照)が挙げられている。このような考え方について、どのように考えるか。

(2) 取得時効への影響

前記3(時効障害事由)及び4(時効の効果)は、消滅時効を対象とした検討項目であるが、そこで取り上げた立法提案では、時効総則(民法第1編第7章第1節)の規定の見直しが想定されており、取得時効にも影響が及ぶものとして提言がされている。

このように、前記3及び4における立法提案が取得時効にも適用すべきもの

とされていることについて、どのように考えるか。仮に取得時効にも適用されるものとして見直しを進める場合には、どのような点に留意する必要があるか。

(補足説明)

前記「3 時効障害事由」では消滅時効における時効障害事由を,前記「4 時効の効果」では消滅時効の効果を,それぞれ検討の対象としてきたが,そこで取り上げた立法提案においては,いずれも時効総則(民法第1編第7章第1節)の規定の見直しが想定され,取得時効にも影響が及ぶものとなっている。ただし,取得時効制度そのものの改正に踏み込むか,それとも消滅時効制度の改正に伴う調整にとどめるかの違いが見られる。

このように,前記3及び4における立法提案が取得時効にも影響するものとされていることについて,どのように考えるか。

【参考】 諸外国等における消滅時効制度

- I フランス
- 1 時効期間

第20章 消滅時効

第2節 消滅時効の期間と起算点

第1款 普通時効期間とその起算点

第2224条 人的訴権または動産に関する物的訴権は、権利者がその権利の行使を可能とする 事実を知り、または知るべきであった時から、5年で時効にかかる。

第2款 特別な期間と起算点

- 第2225条 裁判上当事者を代理し、または補佐した者に対する民事責任訴権は、その役務の終了時から5年で時効にかかる。これらの者に対する民事責任訴権には、寄託された書類の紛失または破棄に対する民事責任訴権も含まれる。
- 第2226条 人身損害を生じさせた場合,そこから生じた損害の賠償を目的とする民事責任訴権は,被害者が直接的であれ間接的であれ、最初の損害または深刻化した損害が確定した時から,10年で時効にかかる。
- 2 ただし、拷問、野蛮行為、暴力または未成年者に対する性的侵害を原因とする民事責任 訴権は、20年で時効にかかる。
- 第2227条 所有権は消滅時効にかからない。ただし、不動産に関する物的訴権は、権利者が その権利の行使を可能とする事実を知り、または知るべきであった時から、30年で時効に かかる。

2 時効障害事由

第20章 消滅時効

第3節 消滅時効の進行

第1款 一般規定

- 第 2230 条 時効の停止は、時効の進行を一時的に休止させるものであり、既に進行した期間 を失わせない。
- 第2231条 時効の中断は、既に進行した期間を失わせる。中断は、中断前と同じ期間の新たな期間を進行させる。
- 第2232条 時効の起算点の延期,停止または中断は,その効果として,権利の発生の時から 20年を超えて消滅時効期間を伸張することができない。
- 2 前項の規定は、2226条、2227条、2233条、2236条、2241条1項および2244条には 適用しない。同様に、人の身分に関する諸訴権にも適用しない。

第2款 起算点延期事由と時効停止事由

- 第2233条 時効は次の場合には進行を開始しない。
 - 一 条件つきの債権 条件の成就するまで
 - 二 追奪担保訴権 追奪がなされるまで

- 三 期限付の債権 期限が到来するまで
- 第2234条 法律,合意,または不可抗力に起因する障害によって訴えることが不可能な者に対しては、時効は進行を開始せず、または停止する。
- 第2235条 時効は、未解放未成年者及び後見に付された成年者に対しては進行を開始せず、または停止する。ただし、賃金、定期金、定額小作料、扶養定期金、賃料、賃借人の負担費用または貸金利息に関する支払訴権または返還訴権、1年毎または1年より短期の期間で定期的に支払うべきものに関する支払訴権については、この限りでない。
- 第 2236 条 時効は夫婦間では進行を開始せず,または停止するパックスの当事者も同様とする。
- 第2237条 時効は、限定承認相続人が相続財産に対して有する債権については、その者に対して進行を開始せず、または停止する。
- 第2238条 時効は、紛争発生後において当事者が調停または斡旋を行うことで合意した日から進行を停止する。その書面がないときは、調停または斡旋の第一回目の会合のあった日から停止する。
- 2 時効は、当事者の一方もしくは双方、または調停人もしくは斡旋人が調停もしくは斡旋 の終結を宣言した日から進行を再開し、その後、少なくとも6か月内は完成しない。
- 第2239条 訴訟に先立って、裁判官が証拠調べを命じたときも、時効は停止する。
- 2 時効は、証拠調べが行なわれた日から進行を再開し、その後、少なくとも 6 か月間は完成しない。

第3款 時効の中断事由

- 第2240条 債務者が,時効の進行していた相手方の権利を承認すると,時効期間は中断する。 第2241条 裁判上の請求は,レフェレ手続きによる場合も含めて,時効のみならず除斥期間 をも中断する。
- 2 裁判上の呼出しが管轄外の裁判所でなされたとき、または差押えが訴訟上の瑕疵によって取り消されたときも、同様とする。
- 第2242条 裁判上の請求による中断は、訴訟終結まで、その効力を維持する。
- 第2243条 原告が請求を取り下げたとき、審理の効力が失わせたとき、また請求が棄却されたときは、中断は生じない。
- 第2244条 時効または除斥期間は、強制執行によって中断する。
- 第 2245 条 連帯債務者の一人に対する裁判上の請求又は強制執行又は連帯債務者の一人による承認は、すべての他の連帯債務者のみならず、その相続人に対しても、時効を中断する。
- 2 連帯債務者の相続人の一人に対して行う裁判上の請求又はその相続人の承認は、債権が 抵当権付であっても債務が不可分でない場合には、他の相続人に対して時効を中断しない。 この裁判上の請求又は承認は、その相続人が負うべき部分についてでなければ、他の共同 債務者に対して時効を中断しない。
- 3 その他の共同債務者に対して時効を中断するためには、死亡した債務者の全ての相続人 に対して行なう裁判上の請求又は全ての相続人による承認がなければならない。

第2246条 主たる債務者に対して行う裁判上の請求又はその者による承認は、保証人に対して時効を中断する。

3 合意による変更の可否

第20章 消滅時効

第4節 消滅時効の要件

第3款 合意による調整

- 第2254条 当事者は、合意によって時効期間を短縮または延長することができる。ただし、 1年未満に短縮し、あるいは10年を超えて延長することはできない。
- 2 当事者は、合意によって時効の中断または停止事由を付け加えることができる。
- 3 賃金,定期金,定額小作料,扶養定期金,賃料,賃借人の負担費用又は貸金利息に関する支払訴権又は返還訴権,1年毎又は1年より短期の期間で定期的に支払うべきものに関する支払訴権については、前2項の規定は適用しない。

4 効果

第20章 消滅時効

第1節 一般規定

第2219条 消滅時効とは、一定の期間にわたる権利者の権利不行使によって、権利を消滅させる事由をいう。

第4節 消滅時効の要件

第1款 時効の援用

- 第2247条 裁判官は、時効から生じる攻撃防御方法を職権で補完することができない。
- 第2248条 時効は、これを放棄したときを除き、控訴院も含め、訴訟のいかなる段階でも申し立てることができる。
- 第2249条 債務を消滅させるためにした弁済は、時効期間が経過したことのみを理由に返還 を請求することができない。

Ⅱ ドイツ

1 時効期間

第5章 消滅時効

第1節 消滅時効の対象及び期間

第195条(通常の消滅時効期間)

通常の消滅時効期間は、3年である。

- 第 197 条 (30 年の消滅時効期間)
 - (1) 次に掲げる請求権は、別段の定めのない限り、30年の消滅時効に服する。
 - 一 所有権及び他の物権に基づく返還請求権
 - 二 家族法及び相続法上の請求権
 - 三 既判力をもって確定された請求権

- 四 執行力ある和解又は執行力ある証書に基づく請求権
- 五 倒産手続における確定によって執行可能となった請求権,及び
- 六 強制執行の費用償還請求権
- (2) 請求権が1項2号による定期給付又は扶養給付及び1項3号から5号までの将来弁済期が到来する定期給付を目的とする限り,30年の消滅時効期間の代わりに通常の消滅時効期間を適用する。

第199条(通常の消滅時効期間の起算点及び最長期間)

- (1) 通常の消滅時効期間は,
 - 一 請求権が発生し、かつ、
 - 二 債権者が請求権を基礎づける事情及び債務者を知り又は重過失がなければ知っていたはずの年の終了の時から起算する。
- (2) 生命,身体,健康又は自由の侵害に基づく損害賠償請求権は,その発生及びその認識又は重過失による不知にかかわらず,作為,義務違反又はその他損害を惹起する出来事から30年の消滅時効に服する。
- (3) その他の損害賠償請求権は、
 - 一 認識又は重過失による不知にかかわらず、その発生から10年、又は、
 - 二 その発生及びその認識又は重過失による不知にかかわらず、作為、義務違反又 はその他損害を惹起する出来事から 30 年の消滅時効に服する。このうちより早く 終了する期間が基準となる。
- (4) 損害賠償請求権以外の請求権は、その認識又は重過失による不知にかかわらず、その 発生から 10 年の消滅時効に服する。
- (5) 請求権が不作為を目的とするときは、発生の代わりに違反とする。
- 第200条(他の消滅時効期間の起算点)

通常の消滅時効期間に服さない請求権の消滅時効期間は、消滅時効の起算点に関する別段の定めのない限り、請求権の発生の時から起算する。199条5項は準用する。

第201条(確定された請求権の消滅時効期間の起算点)

197条1項3号から6号までに示された種類の請求権の消滅時効は、判決の既判力取得の時、執行名義の作成の時、又は倒産手続における確定の時から起算するが、請求権の発生前はこの限りでない。199条5項は準用する。

2 時効障害事由

第5章 消滅時効

第2節 停止, 完成停止, 及び消滅時効の新起算

第 203 条(交渉の場合の消滅時効の停止)

債務者と債権者との間において請求権又は請求権を基礎付ける事情について交渉が継続しているときは、当事者の一方又は他方が交渉の継続を拒絶する時まで、消滅時効は停止する。停止の終了後3か月を経過するまでの間は、消滅時効は、完成しない。

- 第204条(権利行使による消滅時効の停止)
 - (1) 消滅時効は、次に掲げる事由によって停止する。

- 一 請求権の給付又は確認,執行文の付与又は執行判決の付与を求める訴えの提起
- 二 未成年者の扶養に関する簡易手続における申立ての送達
- 三 督促手続における支払命令の送達
- 四 州司法庁により設立されもしくは承認された和解所、又は、当事者が一致して合意を試みているときは、紛争解決を行うその他の和解所に提出された和解の申立ての通知;通知が申立ての提出後遅滞なく支持されたときは、消滅時効はその申立ての時から停止する
- 五 訴訟における請求権の相殺の主張
- 六 訴訟告知の送達
- 七 独立証拠調べ実施の申立ての送達
- 八 合意された鑑定手続の開始又は 641a 条による手続における鑑定人の委託
- 九 仮差押え,仮処分もしくは仮の処分の発布の申立ての送達,又は,仮差押命令, 仮処分もしくは仮の処分が告知又は債権者への送達後一か月内に債務者に送達される場合において,その申立てが送達されないときはその提出
- 十 倒産手続又は船舶航行法上の配当手続における請求権の届出
- 十一 仲裁裁判手続の開始
- 十二 訴えの許否がその官公署の事前裁決に依存し、かつ申請の処理後3か月以内に訴えが提起されるときは、官公署における申立ての提出;このことは、その許否が官公署の事前裁決に依存する裁判所又は第4号に示される和解所においてなされる申立てにも準用する
- 十三 上級裁判所が管轄裁判所を指定しなければならず、かつ申請の処理後3か月 以内に訴えが提起され又はそのために裁判管轄が指定されなければならない申立 てがなされたときは、上級裁判所における申立ての提出、及び
- 十四 訴訟費用挟助の許与を求める最初の申立ての通知;通知が申立ての提出後遅滞なくされるときは、消滅時効は提出の時から停止する。
- (2) 1項による停止は、既判力ある判決又は開始された手続の他の方法による終結後 6 か月で終了する。手続が当事者が行わないことによって休止するときは、手続の終了に代えて、当事者、裁判所又はその他手続を行う期間の最後の手続行為の時に停止が終了する。停止は当事者の一方が手続を再び行なった時に再開する。
- (3) 206条, 210条及び211条は, 第1項9号, 12号及び13号の期間に準用する。
- 第205条(給付拒絶権がある場合の消滅時効の停止)

債務者が債権者との合意に基づき一時的に給付拒絶権を有する間は、消滅時効は、停止する。

第206条(不可抗力がある場合の消滅時効の停止)

債権者が消滅時効期間の最後の 6 か月以内に不可抗力により権利行使を妨げられている間は、消滅時効は、停止する。

- 第207条(家族及びこれに類似した理由に基づく消滅時効の停止)
 - (1) 夫婦間の請求権の消滅時効は、婚姻が存続する間は、停止する。次に掲げる者の間の請求権も、同様である。

- 一 事実婚関係が存続する間における事実婚パートナー間
- 二 子が未成年である間における両親と子との間および継父母とその子との間
- 三 後見関係の継続中における後見人と被後見人との間
- 四 世話関係の継続中における被世話人と世話人との間,及び
- 五 保護関係の継続中における被保護人と保護人との間。保佐人に対する子の請求 権の消滅時効は、補佐関係が継続する間は、停止する。
- (2) 208条は、影響を受けない。
- 第208条(性的自己決定権の侵害に基づく請求権についての消滅時効の停止)

性的自己決定権の侵害に基づく請求権の消滅時効は,債権者が満21歳になるまで停止する。性的自己決定権の侵害に基づく請求権の債権者が消滅時効の開始時に債務者と同一の 家族共同体にあるときは、消滅時効は、家族的共同体の終了まで停止する。

第209条(停止の効果)

消滅時効が停止している期間は、消滅時効期間に算入しない。

第210条(不完全行為能力者についての完成停止)

- (1) 行為無能力者又は制限行為能力者が法定代理人を有しないときは、その者のために又は その者に対して進行する消滅時効は、その者が完全な行為能力者となり又は代理の瑕疵 が治癒された時から6か月を経過するまで、完成しない。消滅時効期間が6か月より短 いときは、その消滅時効のために定められた期間が6か月に代わる。
- (2) 第1項は、制限行為能力者が訴訟能力を有する限り、適用しない。

第211条(遺産事件における完成停止)

遺産に属し又は遺産に対する請求権の消滅時効は、相続が相続人によって承認され、遺産について破産手続きが開始し、又は請求権が代理人によってもしくは代理人に対して行使することができる時から 6 か月を経過するまでは、効力を生じない。消滅時効期間が 6 か月より短いときは、その消滅時効のために定められた期間が 6 か月に代わる。

第212条(消滅時効の新起算)

- (1) 消滅時効は、次に掲げる場合に新たに進行する。
 - 一 債務者が債権者に対して一部弁済,利息の支払,担保の供与そのほかの方法で 請求権を承認し,又は,
 - 二 裁判所又は官公署による執行行為が着手され又は申し立てられた場合
- (2) 執行行為による消滅時効の新起算は、執行行為が債権者の申立て又は法律上の要件の瑕疵に基づき取り消された時は、効力を生じなかったものとみなす。
- (3) 執行行為の着手の申し立てによる消滅時効の新起算は、申立てが受理され、申立てが執行の前に取り下げられ、又は実行された執行行為が第2項によって取り消されたときは、効力を生じなかったものとみなす。

第213条(他の請求権についての消滅時効の停止,完成停止及び新進起算)

消滅時効の停止,完成停止及び新起算は,同一の原因に基づいて選択的にその請求権と 並んで又はその代わりに存在する請求権にも適用する。

3 合意による変更の可否

第5章 消滅時効

第1節 消滅時効の対象及び期間

第202条(消滅時効に関する合意の不許)

- (1) 消滅時効は、故意に基づく責任のときは、法律行為によって予めその完成を容易にすることはできない。
- (2) 消滅時効は、法律行為によって、法定の消滅時効の起算点から 30 年を超えてその完成を困難にすることはできない。

4 効果

第5章 消滅時効

第3節 消滅時効の法律効果

第214条(消滅時効の効果)

- (1) 消滅時効の完成後は、債務者は、給付を拒絶する権利を有する。
- (2) 消滅時効にかかった請求権の満足のために給付されたものは、消滅時効をしらずして給付がされたときも、返還請求することができない。義務者の契約による承認並びに担保の供与についても、同様である。

第215条(消滅時効完成後の相殺及び留置権)

請求権は、最初に相殺または給付拒絶することができた時に消滅時効がまだ完成していなかったときは、消滅時効は相殺及び留置権の行使を妨げない。

第216条(被担保請求権についての消滅時効の効力)

- (1) 抵当権,船舶抵当権又は質権の設定された請求権の消滅時効は,債権者が担保権を設定した目的物から満足を求めることを妨げない。
- (2) 請求権の担保のために権利が移転されたときは、請求権の消滅時効を理由としてその返還を請求することはできない。所有権が留保されたときは、担保権の設定された請求権が消滅時効にかかったときであっても、契約の解除をすることができる。
- (3) 1 項及び 2 項は、利息及び他の定期給付を目的とする請求権の消滅時効に適用しない。 第 217 条(付随的給付の消滅時効)

主たる請求権に依存する付随的給付を目的とする請求権は、この請求権に適用される特別の消滅時効が完成していなくても、主たる請求権とともに消滅時効に服する。

第 218 条 (解除の無効)

- (1) 給付がされていないこと又は給付が契約に適合していないことに基づく解除は,給付請求権又は追完給付請求権の消滅時効が完成し,かつ債務者がそれを援用するときは,無効である。債務者が275条1項ないし3項,439条3項又は635条3項によって給付をする必要がなく,かつ,給付請求権又は追完給付請求権の消滅時効が完成しているときも,同様である。216条2項2文は,影響を受けない。
- (2) 214条2項は準用する。

Ⅲ オランダ

1 時効期間

第3編第11章 訴権

第306条 訴権は、別段の規定がない限り、20年の経過によって時効にかかる。

第 307 条

- 1 契約に基づく与える債務又はなす債務の履行を求める訴権は、履行を請求できる日の翌日から起算して5年の経過によって時効にかかる。
- 2 前項の期間は、期限の定めのない債務については、債権者が履行を請求する意思を通知 した日の翌日までは進行しない。前項の訴権は、いかなる場合にも、請求することが最初 に可能となった日の翌日(債権者による契約終了の通知が必要であるときはその後)から 起算して20年の経過によって時効にかかる。
- 第308条 金銭の利息,年金,配当金及び賃料の支払を求める訴権並びに年又はそれより短い期間ごとの分割払い債権の訴権は,訴えを提起できる日の翌日から起算して5年の経過によって時効にかかる。
- 第309条 非債弁済されたものの返還訴権は、債権者が債権の存在及び請求の相手方を知った日の翌日から起算して5年の経過によって、また、いかなる場合にも、訴権が発生した日から20年の経過によって時効にかかる。

第 310 条

- 1 損害賠償又は違約金を求める訴権は、損害を請けた者が損害又は違約金を請求できることを知り、かつ、賠償義務者を知った日の翌日から起算して5年の経過によって、また、いかなる場合にも、損害又は違約金を生じさせた出来事から20年の経過によって時効にかかる。
- 2 第1項末尾の規定にかかわらず、損失が大気、水質、土壌の汚染から生じたとき、第6編第175条に定められている危険が現実化して生じたとき又は第6編第177条第1項bの土壌の移動から生じたときは、損失の賠償を求める訴権は、いかなる場合にも、損失の原因となった事由が発生した時から30年の経過によって時効にかかる。
- 3 第2項でいう損失を生じた事由とは、突発的事実、持続的事実、又は同じ原因から生じた連続的事実を指す。この事由が継続的事実からなるときは、第2項の30年は、この事実が存在しなくなってから起算される。この事由が同一の原因による連続的事実であるときは、最後の事実の時から起算する。
- 4 損害を生じさせた事由が刑法第240b条及び第242条から第273a条が定める刑事的犯罪であり、それが未成年者の犯した犯罪であるときは、その刑事訴訟がまだ続いている間は、刑事犯罪人に対する損害賠償の訴権は、時効にかからない。
- 5 第1項及び第2項にかかわらず、負傷又は死亡による損害賠償の訴権は、被害者が損害及び賠償義務者を知った日の翌日から起算して5年の経過によってのみ時効にかかる。被害者が損害及び賠償義務者を知ったときに未成年者であった場合は、損害賠償を求める訴権は、被害者が成人になった日の翌日から5年の経過によってのみ時効にかかる。

第 311 条

1 債務不履行による契約解除の訴権又は追完を求める訴権は、債権者がその不履行を知っ

た日の翌日から起算して**5**年の経過によって、また、いかなる場合にも、不履行の時から**20**年の経過によって時効にかかる。

- 2 第6編第271条に定める回復訴権は、契約が解除された日の翌日から起算して5年の経過によって時効にかかる。
- 第313条 与える債務又は為す債務の履行を求める訴権の時効期間は、別段の規定がない限り、即時の履行を求めることができる日の翌日から起算する。

第 323 条

1 · 2 (略)

3 抵当権によって担保された債務の履行を求める訴権は、担保が設定された日の翌日から 起算して20年が経過するまでは時効にかからない。

第 324 条

- 1 判決又は仲裁判断を執行する権利は、その判決等が確定した日の翌日から起算して 20 年で時効にかかる。その執行に条件がついているときは、その条件成就が判決等を得た者 の意思に依拠しないものであれば、条件が成就した日の翌日から起算して 20 年で時効にか かる。
- 2 (略)
- 3 判決により年又はそれより短い期間の分割払いとされた債務の時効期間は、5年である。
- 4 (略)

2 時効障害事由

第3編第11章 訴権

第 316 条

- 1 訴権の時効は、訴えの提起その他権原を有する者が必要とされる方式に従ってなす裁判 上の請求によって中断する。
- 2 裁判上の請求が認められなかったときは、終局判決又はその他の訴訟の終結から 6 か月 以内に、新たな訴えが提起されそれが認められなければ、時効は中断しない。裁判上の請 求が取下げられたときは、時効は中断しない。
- 3 訴権の時効は、拘束力ある判断を求める行為がなされ、かつ、現実に拘束力ある判断が なされることによっても、その判断が相手方に即時に知らされるものであるときは、中断 する。これと異なるときは、前項の規定は必要な修正を加えて適用される。

第 317 条

- 1 債務の履行を求める訴権の時効は、書面による催告又は債権者が書面で履行請求権を明 白に留保した交信によって、中断する。
- 2 その他の訴権の時効は、書面による催告がなされ、6 か月以内に前条の定める中断行為 がなされたときは、中断する。
- 第318条 訴権が保護しようとする権利の承認は、承認をなした者に対する訴権の時効を中断する。

第 319 条

1 訴権の時効は、中断すると、訴えが提起され、それが認容された場合を除いて、その日

の翌日から新たな時効期間の進行が開始する。拘束力ある判断が求められ、それが出されたときは、その拘束力ある判断が出された日の翌日から新たな時効期間の進行が開始する。

- 2 新たな時効期間は、当初の時効期間と同一であるが、5年を超えることはない。ただし、 当初の期間が中断がなければ満了したであろう時点までは完成することはない。
- 第320条 延長が認められなければ時効期間が満了していたであろうとき又は延長事由の終了後6か月以内に時効期間が満了するであろうとき、時効期間は、延長事由の終了後6か月間は満了しない。

第 321 条

- 1 以下の者の間では、時効の延長事由がある。
 - a 別居していない夫婦間。
 - b 法定代理人と当該法定代理人が代理する制限行為能力者との間。
 - c 財産管理人と彼に権利を管理されている受益者との間。
 - d 法人と理事との間。
 - e 限定承認された相続財産と相続人との間。
 - f 債権者と債務の存在又はその履行が可能であることを故意に隠した債務者との間。
 - g 登録したパートナー間。
- 2 前項の b 及び c の延長事由は、法定代理人又は財産管理人の清算が終了するまで継続する。

第 324 条

- 1 (略)
- 2 時効期間が満了する前に、当事者が執行できる決定を争って法的救済や訴えが申し立てられたときは、その手続が終了した日の翌日までは、時効期間は進行を開始しない。

3 · 4 (略)

第 325 条

- 1 第 319 条から第 323 条までの規定は前条の場合に準用する。
- 2 前条の時効は、以下の事由により中断する。
 - a 判決又は催告書の送達。
 - b 判決で確定した債務の承認。
 - c 法定の期間内に又は期間の定めがないときは遅滞なく相手方に通知された、執行行為。

3 合意による変更の可否

第 322 条

- 1 · 2 (略)
- 3 時効は、完成前に放棄することはできない。

〔訳注:オランダ民法典では、時効期間の合意による変更に関する一般的規定は置かれていないが、以上の第3編第322条第3項の規定により、時効期間を伸長する合意など、時効完成をより困難にする合意は、効力を有しないものと解されている(Danny Busch/Ewoud Hondius/Hugo van Kooten/Harriët Schelhaas, The Principles of European Contract Law (Part III) and Dutch Law:A Commentary II, 2006,

pp.240-241)。なお、時効期間を短縮する合意など、時効完成をより容易にする合意は、本条の規律と抵触せず、有効であるとされる。ただし、時効期間を短縮する合意が約款によってなされたときは、第 6 編第 236 条 g 号により、法律上の時効期間または除斥期間を1年未満に短縮する条項については不相当に不利益なものと見なされ、第 6 編第 233 条 a 号により無効とされ得る。〕

4 効果

第3編第11章 訴権

第306条 訴権は、別段の規定がない限り、20年の経過によって時効にかかる。

[訳注:時効によって消滅するのは訴権のみであり、債務自体は自然債務として残存するものと解されている(Arthur S. Hartkamp/Marianne M.M. Tillema, Contract Law in the Netherlands, p.139)〕

第 322 条

1 裁判所は、職権で、時効の抗弁を適用することはできない。

2 · 3 (略)

Ⅳ 国際的動産売買における時効に関する条約

1 時効期間

時効期間及びその始期

[時効期間の長さ]

第8条 時効期間は4年とする。

[時効期間の進行開始に関する原則]

第9条

- (1) 時効期間は、請求権が発生した日に進行を開始する。ただし、次条から第 12 条までの規定に服する。
- (2) 時効期間の進行開始は次の事由により遅らせられることはない。
 - (a) 第1条第2項で述べられた通知が当事者に与えられなければならないとの要件の 存在。
 - (b) 仲裁判断があるまではいかなる権利も発生しないとの仲裁契約中の規定。

[契約違反,物品の瑕疵,詐欺の場合の特則]

第 10 条

- (1) 契約違反から生ずる請求権は、当該違反の生じた日に発生する。
- (2) 瑕疵その他の契約への不適合から生ずる請求権は、動産が買主に現実に交付され又はその提供が買主によって拒絶された日に発生する。
- (3) 契約締結時若しくはそれ以前又は契約の履行中になされた詐欺に基づく請求権は、その詐欺が発見され又は発見され得るのが相当であった日に発生する。

「保証の場合の特則〕

第11条 売主が動産に関して一定の明示の保証を与え、それがある期間効力を有する旨を述べている場合には、その保証が特定の期間で表示されているか否かにかかわらず、当該保

証から生ずる請求権についての時効期間は、買主が売主に対して請求の基礎となる事実を 通知した日に進行を開始する。ただし、その進行開始の日は当該保証期間の満了の日より 遅くはなり得ないものとする。

[履行期前の契約解消,継続的供給又は割賦契約]

第 12 条

- (1) 当事者の一方が、契約の準拠法が規定する状況の下で、履行期以前において契約の解消を宣言することができ、かつ、その権利を行使するときは、そのような状況に基礎をおく請求権についての時効期間は、当該宣言が相手方に対してなされた日に進行を開始する。履行期到来前に当該契約の解消が宣言されなかったときは、時効期間は履行期が来た日に進行を開始する。
- (2) 動産の引渡又はそれへの支払を分割して行う契約における当事者の一方による違反から発生する請求権についての時効期間は、それぞれの分割部分に対する関係では、それに関する個々の違反が生じた日に進行を開始する。契約の準拠法の下で、そのような違反を理由として当事者の一方が契約の解消を宣言することができ、かつ、その権利を行使するときは、全ての関連する分割部分に関する時効期間は、当該宣言が相手方に対してなされた日に進行を開始する。

時効期間に対する一般的制約

〔法的手続開始への包括的期間制限〕

第23条 この条約の他の規定にかかわらず、時効期間は、いかなる場合にも、第9条から第12条までの規定に従って進行を開始した日から遅くとも10年の経過によって満了する。

2 時効障害事由

時効期間の進行の停止及び延長

[裁判手続]

第13条 時効期間は、債権者が、請求権の満足又はその承認を得る目的で、裁判手続を提起する裁判所の法に従い、債務者に対する裁判上の手続の開始と認められる行為又は債務者に対して既に提起されている裁判上の手続において自己の請求権の主張と認められる行為を行うことにより、その進行を停止する。

[仲裁手続]

第 14 条

- (1) 当事者が仲裁付託を合意している場合には、時効期間は、その仲裁の合意又は当該仲裁手続に適用ある法が規定する方法により、何れかの当事者が仲裁手続を開始した時に、その進行を停止する。
- (2) そのような規定のない場合には、紛争の対象たる請求を仲裁に付託すべき旨の要求が、 相手方の常居所又は営業所に、そして常居所も営業所もないときは知れたる最後の居 所又は営業所に到達した日に、仲裁手続は開始されたものとみなす。

[破産,会社更生等の法的手続]

第 15 条 次に掲げる事由の発生によって開始される手続を含め前二条に規定する以外の法

的手続においては、債権者が、請求権の満足又はその承認を得る目的で、当該手続において自己の請求権を主張した時に、時効期間はその進行を停止する。ただし、その手続を規律する法が別段の定めを置く場合には、それに従う。

- (a) 債務者の死亡又は能力の喪失。
- (b) 破産又は債務者の全財産に影響を与える支払不能の状態。
- (c) 債務者が法人,会社,組合,社団その他の団体である場合におけるその解散又は清算。 [反訴]
- 第16条 前三条の適用上,反訴の方法でなされた行為は,反訴の対象となった原請求について既になされた行為の日と同じ日に行われたものとみなす。ただし,原請求と反訴が,同じ契約又は同一取引過程において締結された数個の契約に関係している場合に限る。

〔法的手続が実体判断をもたらさない場合〕

第 17 条

- (1) 第 13 条から前条までに従い時効期間満了前に請求権が法的手続で主張された場合において、その法的手続が当該請求についての実体判断を伴わないで終了したときは、時効期間は進行を続けていたものとみなす。
- (2) 前項の法的手続が終了した時に、時効期間が既に満了し又はその残存期間が1年未満となっている場合には、債権者は当該手続終了の日から1年の期間を与えられるものとする。

[連帯債務者との関係, 求償訴訟]

第 18 条

- (1) 法的手続が一債務者に対して開始された場合には、この条約に規定される時効期間は、その債務者と連帯して責任を負担する他の者に対する関係でも進行を停止する。ただし、債権者がその者に対して、当該法的手続が開始されたことを、時効期間内に書面で通知した場合に限る。
- (2) 法的手続が転買人により買主に対して開始された場合には、この条約に規定される時効期間は、買主の売主に対する請求権との関係でも進行を停止する。ただし、買主が売主に対して、当該法的手続が開始されたことを、時効期間内に書面で通知した場合に限る。
- (3) 前各項の法的手続が終了した場合においては、連帯して責任を負担する者又は売主に対して、債権者又は買主が有する請求権についての時効期間は、前各項の規定にかかわらず進行を停止しなかったものとみなす。ただし、その法的手続が終了した時に、時効期間が既に満了し又はその残存期間が1年未満となっている場合には、債権者又は買主は当該法的手続終了の日から1年の期間を与えられるものとする。

[催告等による新たな期間の開始]

第19条 債務者が営業所を有する国で、債権者が、時効期間の満了前に、第13条から第16条までに規定された以外の行為を行い、その行為がその国の法の下で時効期間の新たな進行開始をもたらすとされている場合には、その法の下で規定された日から新たに4年の時効期間が進行を開始する。

[債務の承認による新たな期間の開始]

第 20 条

- (1) 債務者が、時効期間の満了前に、債権者に対して自己の債務を書面により承認した場合には、その承認の日から新たに4年の時効期間が進行を開始する。
- (2) 債務者による利息の支払又は債務の一部の履行は,前項の下での承認と同じ効果を有する。ただし、その支払又は履行からみて債務者がその債務を承認していると合理的に推認できる場合に限る。

〔法的手続を妨げる不可抗力〕

第21条 債権者の支配を越え、かつ、債権者が回避又は克服できない状況の存在の結果として、債権者が時効期間の進行を停止させることを妨げられた場合には、時効期間は、当該 状況がなくなった日から1年が経過する以前には満了することがないように延長される。

3 合意による変更の可否

当事者による時効期間の変更

[当事者による期間の変更]

第 22 条

- (1) 次項に規定された場合を除いては、いかなる宣言又は当事者間の合意によっても、時 効期間に変更を加え又はそれに影響を与えることはできない。
- (2) 債務者は、時効期間が進行中のいかなる時期においても、債権者に対する書面による 宣言によって時効期間を延長することができる。この宣言は、更新し得る。
- (3) 本条の規定は、この条約が規定するよりも短い制限期間内に仲裁手続が開始されるべき旨を規定する売買契約中の条項の効力には影響を与えない。ただし、その条項が、 売買契約の準拠法の下で有効である場合に限る。

4 効果

時効期間満了の効果

〔期間満了の効果, 相殺〕

第25条

- (1) 前条及び次項に規定する場合を除き,時効期間の満了後に開始された法的手続においては、いかなる請求権も承認され又は強制されることはない。
- (2) 時効期間の満了にかかわらず、当事者の一方は、相手方によって主張されている請求 に対する抗弁として又は相殺の目的のために自己の請求権の存在を主張することは許 される。ただし、相殺の場合には、次の何れかの条件が充たされるときに限る。
 - (a) 双方の請求が,同じ契約又は同一取引過程において締結された数個の契約に関係していること。
- (b) 双方の請求が、時効期間の満了以前のいずれかの時点において相殺し得たこと。 [期間満了後の履行]
- 第26条 債務者が、時効期間の満了後にその債務を履行した場合には、時効期間が満了していたことを理由として、その返還をいかなる方法によっても求めることはできない。その

履行の際,既に時効期間が満了していたことを知らなかったとしても,同様である。 [元本債務の時効と利息]

第27条 元本債務についての時効期間の満了は、その債務への利息支払義務についても同じ 効果をもたらすものとする。

V ヨーロッパ契約法原則(PECL)

1 時効期間

第2節 時効期間および起算点

- 14:201条(一般の時効期間)
 - 一般の時効期間は、3年である。
- 14:202条 (裁判手続によって確定された債権の時効期間)
 - (1) 判決によって確定された債権の時効期間は、10年である。
 - (2) 仲裁判断,または、判決と同等の効力を有するその他の手続によって確定された債権についても、同様である。

14:203条 (時効期間の起算点)

- (1) 一般的時効期間は、債務者が履行をしなければならない時から、損害賠償請求権に あってはその債権を発生させる行為の時から、進行を開始する。
- (2) 債務者が一定の作為または不作為を内容とする継続的債務を負うときは、一般的時効期間は、その債務に対する違反の都度に進行を開始する。
- (3) 14:202 条が定める時効期間は、判決または仲裁判断が既判力 (res judicata) を生じた時から、その他の手続にあってはそれが強制可能になった時から、進行を開始する。ただし、債務者が履行をする必要がない間は、このかぎりではない。

2 時効障害事由

第3節 時効期間の伸長

14:301条(債権者が認識を欠く場合における時効期間の進行停止)

債権者が、次の各号に掲げるいずれかの事項について知らず、かつ、合理的にみて知る ことができない間は、時効期間の進行は停止する。

- (a) 債務者が誰であるか
- (b) 債権の発生原因となる事実(損害賠償請求権にあっては損害の種類を含む)
- 14:302条(裁判またはその他の手続における時効期間の進行停止)
 - (1) 時効期間は、債権について裁判手続が開始した時から進行を停止する。
 - (2) 時効期間の進行停止は、判決が既判力を生じるか、または、その他の方法により紛争が解決するまで継続する。
 - (3) 前2項の規定は、必要な修正を加えた上で、仲裁手続および判決と同等の効力をもつ文書を得る目的で開始されたその他のすべての手続に適用される。
- 14:303条(債権者の支配を越えた障害の場合における時効期間の進行停止)
 - (1) 時効期間は、債権者が自己の支配を越える障害によって債権の行使を妨げられ、かつ債権者がその障害を回避しもしくは克服することが、合理的にみて期待しうるもの

ではなかったかぎりにおいて、進行を停止する。

(2) 第1項は、時効期間の最後の6か月内に障害が発生しまたは存続している場合にの み、適用される。

14:304条(交渉における時効期間満了の延期)

当事者が債権または債権を発生させうる事情に関して交渉している場合には、その交渉における最後の伝達がされた時から1年が経過するまで、時効期間は満了しない。

14:305条(当事者が無能力者である場合の時効期間満了の延期)

- (1) 無能力である者に代理人が付されていない場合には、その者が有する債権またはその者に対する債権の時効期間は、その者が無能力者でなくなった時、または、代理人が選任された時から1年が経過するまで、満了しない。
- (2) 無能力者とその代理人の間に生じた債権の時効期間は、その者が無能力者でなくなった時、または、新たに代理人が選任された時から1年が経過するまで、満了しない。

14:306条(相続の場合における時効期間満了の延期)

債権者または債務者が死亡した場合には、被相続人の財産に属する債権または被相続人の財産を引き当てとする債権の時効期間は、その債権が、相続人もしくは相続財産の代理人によって行使可能となった時、または、相続人もしくは相続財産の代理人に対して行使可能となった時から1年を経過するまで、満了しない。

14:307条 (時効期間の上限)

本原則に基づいて時効期間の進行が停止し、または、時効期間の満了が延期された場合でも、時効期間は10年(人身損害に関する債権については30年)を超えることができない。ただし、14:302条に基づく時効期間の進行停止については、このかぎりではない。

第4節 時効期間の更新

14:401条(承認による更新)

- (1) 債務者が、債権者に対して、一部弁済、利息の支払い、担保の提供その他の方法によって債権を承認した場合には、新たな時効期間が進行を開始する。
- (2) 新たな時効期間は、その債権が当初服していた時効期間が一般の時効期間であったか、14:202 条に規定された 10 年の時効期間であったかにかかわらず、一般の時効期間である。ただし、その債権が当初 10 年の時効期間に服していたときは、その 10 年の期間が本条によって短縮されることはない。

14:402条(強制執行の申立てが行われた場合の更新)

14:202 条に定められた 10 年の時効期間は、債権者によって強制執行のための適切な措置がとられた時から、新たに進行を開始する。

3 合意による変更の可否

第6節 合意による修正

14:601条 (時効に関する合意)

(1) 時効の要件は、時効期間を短縮または延長するなど、当事者間の合意によって修正することができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、時効期間は、14:203条に定められた起算点から1年未満に短縮し、または30年より長期に延長することができない。

4 効果

第5節 時効の効果

14:501条 (一般的効果)

- (1) 時効期間が満了した後、債務者は履行を拒絶する権利を有する。
- (2) 債務の履行のために給付されたものは、時効期間が満了していたという理由のみに基づいて、その返還を請求することができない。

14:502条(付随的な債権に対する効果)

利息の支払いを求める権利,および,付随的な性質を有するその他の債権の時効期間は,主たる債権の時効期間より後に満了することはない。

14:503条(相殺に対する効果)

債権は、その時効期間が満了しているときであっても、相殺に供することができる。ただし、債務者が、前もって時効を援用していたとき、または、相殺の通知を受けてから2か月以内に時効を援用したときは、このかぎりではない。

Ⅵ アメリカ

[訳注]米国においては、消滅時効は訴権の消滅という構成をとり、各州の定める出訴期限法(statute of limitation)により規律される。また、取得時効(prescription)は地役権、人役権、入会権などの無体相続財産に限り認められている。これらの権利以外については、出訴期限の単なる反射的利益として取得時効の効果が存在すると理解されている(海原文雄「英米法の時効制度の概略」手形研究 319 号 15 頁以下参照)。以下では規律の例として、統一商事法典の第 2 編(売買)、第 2 A 編(リース)、第 3 編(流通証券)、第 4 編(銀行預金および取り立て)、第 5 編(信用状)、における出訴期限の規定を訳出する。時効障害事由は、州の規定により規律されるため、この例としてニューヨーク州民事手続法規則(Civil Practice Law and Rules)の一部を訳出する。

1 時効期間(期間の長さ、起算点)

第2-725条 売買契約における出訴期限法

- (1) 本条に別段の定めのある場合を除き、売買契約違反に基づく訴訟は、第2項、第3項に定める訴権の発生時期から4年以内、または違反が発見された時もしくは発見すべき時から1年以内のいずれかの遅い期間内に提起されなければならない。ただし、そのような訴訟は、訴権の発生から5年以内に提起されなければならない。当事者は、原契約において、出訴期間を短縮することができるが、延長することはできない。ただし、消費者契約においては、出訴期間の短縮はできない。
- (2) 第3項に別段の定めのある場合を除き、以下の規定が適用される。
 - (a) 本項に別段の定めのない限り、契約違反に基づく訴権は、違反された当事者がそ の違反に気付いていない場合であっても、違反の生じた時点で発生する。

- (b) 履行拒絶による契約違反の場合には、訴権は、違反された当事者が履行拒絶を違反として取り扱うことを決めた時、または履行を待つ商取引上の合理的な機関が経過した時のいずれかの早い時点で発生する。
- (c) 救済的約束 (remedial promise) の違反の場合には、訴権は、履行の義務が発生しているのに救済的約束が履行されなかった時点で発生する。
- (d) 買主に対し主張された請求に対して、買主への責任を有する者に対する、買主からの訴訟においては、買主の訴権は、当該主張が買主に対し最初に主張された時点で発生する。
- (3) 第 2-312 条、第 2-313(2)条、第 2-314 条、第 2-315 条に基づく保証義務違反、または 第 2-313A 条もしくは第 2-313B 条に基づく救済的約束以外の義務違反が主張された 場合、以下の規定が適用される。
 - (a) (c) に定める場合を除き、第 2-313(2)条、第 2-314 条、第 2-351 条に基づく保証義務違反に基づく訴権は、売主が、第 2-313 条に定義される直接の買主に引き渡しを提供し、合意された物品の設置または組み立ての履行を完了した時点で発生する。
 - (b) (c) に定める場合を除き、第 2-313A 条または第 2-313B 条に基づく救済的約束以外の義務違反に基づく訴権は、第 2-313A 条または第 2-313B 条に定義される遠隔地の購入者が物品を受領した時点で発生する。
 - (c) 第 2-313 条に基づく保証または第 2-313A 条もしくは第 2-313B 条に基づく救済的約束以外の義務が、明示的に物品の将来の履行についてまで拡張しており、違反の発見のためには履行時期まで待たなければならない場合には、訴権は、第 2-313 条に定義される直接の買主または第 2-313A 条もしくは第 2-313B 条に定義される遠隔地の購入者が違反を発見した時または発見すべきであった時に発生する。
 - (d) 第 2-312 条に基づく保証義務違反の訴権は、違反された当事者が違反を発見した 時または発見すべきであった時に発生する。ただし、権利不侵害保証 (warranty of noninfringement) の違反に基づく訴訟は、違反された当事者への物品の引き渡し の提供後 6 年以上経過した後には提起してはならない。
- (4) 第1項の期限内に提起された訴訟が、同一の違反に対する別の訴訟による救済を利用できるようにするために終了した場合には、その別の訴訟は、期限の経過後、最初の訴訟の終了から6カ月以内に提起することができる。ただし、その終了が、任意の訴えの取り下げまたは訴訟追行の不履行または懈怠に基づく棄却に基づく場合には、この限りでない。
- (5) 本条は、出訴期限の停止に関する法を変更するものではなく、また本法が有効になる 前に発生した訴訟原因には適用されない。

第2A-506条 (リース契約における) 出訴期限法

(1) 保証義務違反または損失補償違反を含むリース契約の不履行による訴訟は、訴訟原因 の発生から4年以内に提起されなければならない。消費者リースまたは損失補償の訴 訟を除き、最初のリース契約において、出訴期間を1年以上に限り短縮することができる。

- (2) 不履行の訴訟原因は、不履行または保証違反の基礎となる作為または不作為が存在した時もしくは違反された当事者がこれを発見すべきであった時、または不履行が発生した時の、いずれか遅い時点で発生する。損失補償を求める訴訟原因は、損失補償の主張の基礎となる作為または不作為が存在した時、または損失補償された当事者がこれを発見すべきであった時のいずれか遅い時点で発生する。
- (3) 第1項の期限内に提起された訴訟が、同一の不履行、保証義務違反もしくは損失補償 違反に対する別の訴訟による救済を利用できるようにするために終了した場合には、 その別の訴訟は、期限の経過後、最初の訴訟の終了から6カ月以内に提起することが できる。ただし、その終了が、任意の訴えの取り下げまたは訴訟追行の不履行または 懈怠に基づく乗却に基づく場合には、この限りでない。
- (4) 本条は、出訴期限の停止に関する法を変更するものではなく、また本法が有効になる前に発生した訴訟原因には適用されない。

第3-118条 (流通証券における) 出訴期限法

- (a) (e)項に定めのある場合を除き、特定時支払手形を支払う当事者の義務を強制する訴訟は、 支払期日もしくは手形に記載された期日から6年以内、または弁済期が繰り上げられた場 合には、その繰り上げ期日から6年以内に提起されなければならない。
- (b) (d)項または(e)項に定めのある場合を除き、要求払い約束手形の作成者に支払請求を行った場合、その約束手形を支払う当事者の義務を強制する訴訟は、その請求から6年以内に提起されなければならない。作成者に対し、請求がなされなかった場合には、手形を強制する訴訟は、当該手形の元本も利息も10年間の継続期間支払われなかった場合には、提起することができない。
- (c) (d)項に定めのある場合を除き、引き受けられなかった為替に対する当事者の支払い義務を強制する訴訟は、当該為替の引き受け拒絶から3年以内、または為替の日付から10年以内の、期限の消滅の早い方が到来するまでに提起されなければならない。
- (d) 支払保証小切手の引受人、または銀行小切手、自己宛小切手もしくは旅行者小切手の発行者の義務を強制する訴訟は、引受人または発行者への支払請求の後、3年以内に提起されなければならない。
- (e) 預金証書の当事者に対し手形の支払い義務を強制する訴訟は、発行者に対する支払請求の後、6年以内に提起されなければならない。ただし、手形に弁済期が記載されており、作成者がその期日前に支払うことを求められていない場合には、6年の期間は、支払請求が実際に行われ、期日が渡過した時から起算される。
- (f) 引き受けられた為替の支払をする当事者の義務を強制する訴訟は、支払保証小切手の場合を除いて、以下のいずれかの期間内に提起されなければならない。(i) 引受人の義務が特定時に支払われるものである場合、その為替または引き受けに記載された支払期日の後6年以内。(ii) 引受人の義務が請求に基づき支払うものである場合、引き受けの日から6年以内。

(g) 免責または分担を求める請求に関する他の方で規律される場合を除き、(i) 証書の横領訴訟、金銭の不当受領訴訟、または横領に基づく類似の訴訟、(ii)保証義務違反の訴訟、または(iii)本編に基づく債務、義務、もしくは権利であって本項に規律されないものを強制する訴訟は、「訴訟原因」の発生から3年以内に提起されなければならない。

第4-111条(銀行預金および取り立てにおける)出訴期限法

本編に基づいて生じる債務、義務、権利を強制する訴訟は、[訴訟原因] の発生から3年 以内に提起されなければならない。

第5-115条(信用状における)出訴期限法

本編に基づいて生じる債務、義務、権利を強制する訴訟は、関連する信用状の失効期日から1年以内、または[救済の主張][訴訟原因]の発生から1年以内の、いずれか遅く生じた期限内に提起されなければならない。[救済の主張][訴訟原因]は、違反の生じた時点で、違反された当事者の違反についての知識に関係なく発生する。

2 時効障害事由

統一商事法典第 2-725 条 (4)、第 2A-506 条 (3) 参照。

ニューヨーク州民事手続法規則

- 第204条 訴訟の停止;仲裁の要求
- (a) 停止。訴訟の申立が裁判所または制定法上の規制により停止された場合には、停止中の期間 は、訴訟が提起されなければならない期間を構成しない。
- (b) 仲裁。当事者が請求を仲裁に付す義務がないと判断された場合には、仲裁の要求から仲裁の 義務がないという最終的な判断を下すまでに過ぎた期間は、当該請求についての訴訟が提起 されなければならない期間を構成しない。訴訟が提起されなければならない期間は、そのよ うな最終判断がなされた後、本条により1年を超えて延長することはできない。

ニューヨーク州民事手続法規則

第207条 被告の州における不在または偽名による在住

訴訟原因がある者に対し発生した時に、その者が州外に居た場合には、訴訟を提起しなければならない期間は、その者が州に来た時または帰ってきた時から計算する。ある者に対する訴訟原因が発生した後に、その者が州を離れ、継続して4カ月以上不在であった場合、またはその者が訴訟を提起する者の知らない偽名を用いて州内に在住していた場合、その者の不在または偽名を用いた滞在の期間は、訴訟を提起すべき期間の一部を構成しない。上に述べた者に対する訴訟を提起する場合には、本章の第306条(a)および(b)に従った送達をすべき期間は、本条に従い計算される。本条は以下の場合には適用されない。

- 一 州内において本人に送達するのと同じ効力をもって、州内に召喚状を交付できる者について、自発的であるか否かに関わらず、法に従った有効な指名がある場合
- 二 外国企業が、当該企業に対する召喚状を交付することのできる従業員またはその他の者

を州内に有している場合

三 被告に対する管轄権が、被告への州内における召喚状の直接交付なくして維持すること ができる場合

ニューヨーク州民事手続法規則

第208条 未成年、心神喪失

訴訟を提起する権利を有する者が、訴訟原因の発生した時点で未成年または心神喪失により行為能力を欠き、当該訴訟の出訴制限期間が3年以上のものであり、かつ行為能力が復活して3年以内にその期間が消滅するか、または行為能力を欠いた者が死亡した場合、提訴すべき期間は、行為能力の復活後またはその者の死亡後のうち、早く生じた出来事の時点から3年間延長される。出訴期限期間が3年に満たないものである場合、その期間は、行為能力を欠く間、延長される。本条による出訴期限の延長は、訴訟原因の発生後、10年を超えてはならない。ただし、医療訴訟、歯科訴訟、足病学上の訴訟を除いて、提訴する者が未成年であるために行為能力を欠く場合はこの限りでない。

3 合意による変更の可否

第 2-725 条(1)、第 2A-506 条(1)参照。

4 時効の効果

[訳注]冒頭で述べたとおり、出訴期限法においては、提訴せずに一定の期間が過ぎることにより、訴訟を通じた救済が遮断されるのみであり、債務自体が消滅するものではない。(51 Am Jur Limitations of Actions s.19)

Ⅷ イギリス

1 時効期間

第2条 「不法行為に基づく訴訟に関する時間制限]

不法行為に基づく訴訟は、訴訟原因が発生した日から 6 年間経過した後は提起されない ものとする。

第4A条 [名誉段損又は悪意の欺罔に対する訴訟に関する時間制限]

本法第 2 条における期間制限は、(a)文書若しくは口頭による名誉段損、又は(b)権利誹毀、動産誹毀若しくはその他の悪意の欺罔には適用しないものとし、それらについての訴訟は訴訟原因が発生した日から I 年間経過した後は提起されないものとする。

第5条 「単純契約に基づく訴訟に関する時間制限]

単純契約に基づく訴訟は、訴訟原因が発生した日から 6 年間経過した後は提起されないものとする。

第8条 [捺印証書契約に基づく訴訟に関する時間制限]

- (1) 捺印証書契約に基づく訴訟は、訴訟原因が発生した日から 12 年間経過した後は提起されないものとする。
- (2) 上記第 1 項は、本法の他の規定によってより短期の出訴期限の期間が定められた訴訟

には影響を与えないものとする。

- 第9条 [制定法によって回復可能な金額に対する訴訟に関する時間制限]
 - (1) 法律によって回復可能な金額を回復するための訴訟は、訴訟原因が発生した日から 6 年間経過した後は提起されないものとする。
 - (2) 上記第1項は本法第10条が適用される訴訟には影響を与えないものとする。

第11条 [人身被害に関する訴訟についての特別の時間制限]

- (1) 本条は、過失不法行為、ニューサンス又は義務違反を理由にして原告によって請求された損害賠償が原告又はその他の者に対する人身損害に関する損害から構成されるか、そうした損害を含む場合に、過失不法行為、ニューサンス又は義務違反(その義務が契約により、又は制定法によって若しくはその下で創設された規定によって存在するものか、そうした契約や規定から独立して存在するかを問わない)に対する損害賠償訴訟に適用される。
- (IA) 本条は、1997年ハラスメントからの保護法第3条に定められた損害に対して提起された訴訟には適用されないものとする。
- (2) 本法の前条までに規定された期間制限は、本条には適用されないものとする。
- (3) 本条が適用される訴訟は、下記第 4 項又は第 5 項に従って適用可能な期間が経過した後は提起されないものとする。
- (4) 下記第 5 項が適用される場合を除き、適用可能な期間は、(a)訴訟原因が発生した日、 又は(b)傷害を受けた者について知った日(もしその方が遅い場合)から 3 年間である。
- (5) 傷害を受けた者が上記第4項に示された期間が満了する前に死亡したときは、1934年 法改革(雑則)法第1条によってその者の遺産の利益のために存続する訴訟原因に関し て適用可能な期間は、(a)死亡の日又は(b)人格代表者が〔被害者の死亡を〕知った日のう ち、いずれか遅い方から3年間とする。
- (6) 本条の趣旨に照らして、「人格代表者」とは、遺言を証明しなかった遺産管理人(この者が検認を放棄した〔遺言執行者への就職を拒絶した〕か否かを問わない)を含め、死亡した者の人格代表者である者又は人格代表者であった者を含むが、継承的財産設定地のみに関する特別人格代表者に指名された者は含まない。また、それらの者が人格代表者である間又は人格代表者であった間に得たすべての認識を考慮すべきものとする。
- (7) 1 人よりも多い人格代表者が存在し、かつこれらの者が〔被害者の死亡を〕知った日が異なるときは、上記第5項b号はそれらの日のうちの最も早い日をいうものとして読まれるものとする。

第11A条 「欠陥製造物に関する訴訟]

- (1) 本条は、1897条消費者保護法第1部の規定に基づく損害賠償訴訟に適用されるものとする。
- (2) 本法の前条までの規定に定められた期間制限は、本条が適用される訴訟には適用されないものとする。
- (3) 本条が適用される訴訟は、前記 1987 年〔消費者保護〕法第 4 条の意味の範囲内で、関連する時点から IO 年の期間の満了後は提起されないものとする。そして、本条は訴権を消滅させるものとして作用するものとし、かつ本条は当該訴権が発生したかどうか、本

法の以下の規定に従い、前記 10 年の期間の終了時に時間が進行を開始していたかどうか にかかわらず、訴権を消滅させるものとする。

- (4) 下記第(5)項の規定に従い、本条が適用される訴訟は、原告によって請求された損害賠償が原告若しくはその他の人々に対する人身被害に関する損害賠償、又は財産の喪失若しくはその損害に対する賠償から構成されるか、それらを含む場合は、下記(a)及び(b)のいずれか遅い時点から3年の期間の満了後は提起されないものとする。すなわち、(a)訴訟原因が発生した日、及び(b)人身被害を受けた者、又は財産の喪失若しくは損害に対する賠償の場合には原告若しくは(それより早く)その訴権をそれ以前に与えられていた者が、〔訴訟原因を〕認識した日。
- (5) 原告によって請求された損害賠償が原告又はその他の者に対する人身損害に関する損害賠償から構成されるか、それを含む場合において、人身損害を受けた者が前記第(4)項に示された期間の満了前に死亡したときは、同項(第(4)項)は、1934年法改革(雑則規定)法1条により、その者の相続財産の利益のために訴訟原因が存続しており、その期間の言及に関しては、下記(a)及び(b)のいずれか遅い時点から3年の期間の言及によって置き換える効果をもつものとする。すなわち、一(a)死亡の日、及び(b)人格代表者が認識した日。

[第6項~第8項略]

第15条 [土地回復訴訟に関する時間制限]

(1) 土地を回復しようとする者に訴権が発生した日、又は最初にその訴権が発生した者を通じて土地を回復しようとする者がある場合にはその前者に訴権が発生した日から 12 年を経過した後は、何ぴとも土地の回復を求めて訴訟を提起することはできないものとする。

[第2項~第6項略]

(7) 本法別表第 1 の第 2 部は、国王又は慈善法人若しくは宗教法人による、またはこれらの者を通じて請求する者による訴訟に対して、本条を適用する場合における修正条文を含む。

第16条 [譲渡抵当物受戻し訴訟に関する時間制限]

土地の譲渡抵当権者が譲渡抵当とされた土地を 12 年間占有した場合において、当該期間 経過後は、譲渡抵当権設定者又はその者を通じて請求するいかなる者によっても、そのよ うにして譲渡抵当権者が占有した土地を受け戻す訴訟は提起されないものとする。

第19条 「賃料を回復する訴訟に関する時間制限」

賃料の未払金はその支払期限が到来した日から 6 年間が経過した後は、当該賃料の未払金又はそれによって生じた損害を回復するために訴訟を提起し、又は自救的差押えをすることは行われないものとする。

第22条 「死者の人的財産権を請求する訴訟に関する時間制限]

本法第 21 条 1 項及び 2 項に従い、(a)死者の人的財産権又は当該財産権に対する持分権若しくは利益についての請求に関する訴訟は(遺言による場合であれ、無遺言相続の場合であれ)、持分権又は利益を受領する権利が発生した日から 12 年間が経過した後は提起されないものとする。また、(b) 遺産に関する利息の未払金若しくは当該未払金に関する損害を

回復するための訴訟は、当該利息の支払期限が到来した日から 6 年間が経過した後は提起されないものとする。

第24条 [判決を執行するための訴訟に関する時間制限]

- (1) 判決に関しては、当該判決が執行可能となった日から6年間が経過した後には提起されないものとする。
- (2) 判決債務に関する利息の未払金は当該利息の支払期限が到来した日から6年間が経過した後は回復されないものとする。

第 27A 条 [不法行為等を通じて獲得された財産の回復に関する訴訟]

- (1) 本法において本条以前の規定に定められた時間制限は、2002年犯罪による収益法第5部・第2章に基づく手続(不法行為からの収益の民事上の回復)には適用されない。
- (2) 同章に基づく回復可能な財産に関する回復命令を求める手続は、長官の訴訟原因が発生した日から12年間が経過した後は提起されないものとする。

(略)

第32A条 [名誉段損又は悪意の欺罔に対する訴訟に関する時間制限の裁量的排除]

- (1) 裁判所にとって、(a)本法第 4 A 条の作用が原告又は原告を代理する者に対して不利益を与える程度、及び(b)本項に基づく裁判所の判断が被告又は被告を代理する者に対して不利益を与えるであろう程度を考慮に入れ、訴訟手続を進めることを許容することが衡平であると思料されるならば、裁判所は同条〔第 4A 条〕が当該訴訟に適用されないものとすること、又は当該訴訟が関係する特定の訴訟原因には適用されないものとすることを命じることができる。
- (2) 裁判所は、本条に基づいて行為するに際しては、事件のあらゆる状況を、とりわけ、(a)原告の側の遅延の長さ及びその理由、(b)遅延の理由又はその理由の一部が、訴訟原因に関する事実のすべて又はそのいくつかのものが第4A条に示された期間の終了後まで原告に知られるものとなっていなかったことによる場合には、(i)そうした事実が原告に知られた日、並びに(ii)問題の事実が訴訟提起を可能とするかも知れないし、そうでないかも知れないことをいったん知った後に原告が迅速かつ合理的に行動した程度、及び(iii)遅延の程度を考慮に入れ、関連する証拠が、(i)利用不可能となっている可能性の程度、又は(ii)第4A条に示された期間内に訴訟が提起されていた場合に比べてより説得的でなくなっている程度を考慮に入れるものとする。
- (3) 人格代表者によって提起された権利誹毀、動産誹毀又はその他の悪意の欺罔に対する 訴訟の場合には、(a)上記第2項における原告についての言及は、その者のために訴訟原 因が発生したがすでに死亡した者、及びその者の以前の人格代表者を含むと解釈するも のとし、かつ(b)本法第28条3項の規定は本条に基づく裁判所の裁量に何ら影響を与え ないと解釈するものとする。
- (4) 本条において「裁判所」とは当該訴訟が提起された裁判所を意味する。

第33条 [人身被害又は死亡に関する訴訟に対する時間制限の裁量的排除]

(1) 裁判所にとって、(a)本法第 11 条、第 11A 条又は第 12 条の規定が原告又は原告を代理する者に対して不利益を与える程度、及び(b)本項に基づく裁判所の判断が被告又は被告を代理する者に対して不利益を与えるであろう程度を考慮に入れ、訴訟手続を進める

- ことを許容することが衡平であると思科されるならば、裁判所はそれらの条文(第 11 条、第 11A 条、第 12 条)が当該訴訟に適用されないものとすること、又は当該訴訟が関係する特定の訴訟原因には適用されないものとすることを命じることができる。
- (1A) 裁判所は、本条に基づき、(a)第 11A 条第 3 項の適用排除、又は(b)原告によって請求 された損害が財産の喪失若しくはその損害に対する賠償に限定されている場合には 1987 年消費者保護法第 1 部による訴訟に適用されるその他の規定の適用排除をしない ものとする。
- (2) 裁判所は、本条の規定に基づき、人身被害を受けた者が最早訴訟を維持できなかった理由が第11条又は第11A条第4項における時間制限による場合を除き、第12条第1項の適用排除をしないものとする。例えば、人身被害を受けた者が、その死亡時において、1961年航空運送法別表第1の第29条における時間制限のゆえに、1976年死亡事故法に基づく訴訟を最早維持できなかったときは、裁判所は第12条第1項が適用されないものとするということを命じる権限をもたない。
- (3) 本条に基づいて行動する際に、裁判所は、事案のすべての状況を考慮に入れるものとする。とりわけ、(a)原告の側における遅延の長さ、及びその理由、(b)その遅延を考慮に入れた場合に、原告又は被告によって提示された又は提示されたであろうと想定される証拠が、第11条、第11A条又は(事案に応じて) 第12条によって許容された時間内に訴訟が提起されていた場合よりも説得力をもたない又はもたないであろうと想定される程度、(c)原告が情報を求めて被告に対して合理的に行った要求又は被告に対する原告の訴訟原因に関係する又は関係するであろう事実を確認する目的で行われる検査に対して被告が応じた場合(もしそうしたことがあれば)の対応の程度を含む、訴訟原因が生じた後の被告の行動、(d)訴訟原因の発生日以後に生じた原告の無能力の期間、(e)被害の原因になった被告の作為又は不作為が、その時点で損害賠償を求める訴訟を提起することを可能とするものか否かを原告が知った後に、原告が迅速かつ合理的にとった行動の程度、(f)原告が医療、法律又はその他の専門家の助言を得るために原告によってとられた(もしそうしたことがあれば)諸手段、及び原告が受領したであろう助言の性質を考慮に入れるものとする。
- (4) 人身被害を受けた者が死亡した場合において、この者が第 11 条または第 11A 条第 4 項のゆえに最早訴訟を維持することができず、被害に関する損害の回復ができなかったときは、裁判所は、とりわけ、死亡した者の側の遅延の長さ、及びその理由を考慮に入れるものとする。

[第5項~第7項略]

(8) 本条における第 11 条又は第 11A 条への言及は、本法本部〔第 2 部〕における本条に 先立つ規定または本法第 3 部の規定によって拡張された場合におけるそれらの条文への 言及を含むものとする。

2 時効障害事由

- 第28条「無能力の場合における消滅時効期間の延長]
 - (1) 本条の以下の規定に従い、その出訴期限の期間が本法によって定められた訴権が発生し

た日において、訴権を取得した者が無能力の状態にあるときは、たとえ出訴期限の期間が経過したとしても、この者が無能力ではなくなり又は死亡した(いずれか最初に生じた)日から6年間が経過する前は、訴訟を提起することができる。

[第2項~第7項略]

第29条 [承認又は一部支払による訴訟原因の新規発生]

- (1) 下記第 2 項及び第 3 項は、土地若しくは聖職推挙権の回復を求める訴権(譲渡抵当権 実行手続の訴権を含む)又は人的財産に対する譲渡抵当権に関して譲渡抵当権実行手続 を行うための人的財産の譲渡抵当権者の権利が発生した場合に適用される。
- (2) 問題となっている土地、聖職禄又は人的財産を占有する者が、訴権を取得していた者の権原を承認したときは、(a)その訴権はその承認の日に発生したものであり、それ以前に発ししたものではないものとして取り扱われ、かつ(b)不動産権に対する又は限嗣的権利の消滅によって効果を発生する利益に対する権原をもち、本法第27条に基づいて時間が起算される者のために発生した、土地を回復するための訴権の場合には、第27条はそれ〔承認〕によって当該土地に適用されるのを止めるものとする。

[第3項~第7項略]

3 合意による変更の可否

[訳注] 時効期間等に関する合意による変更についての明文の規定はないが、時効期間を 短縮する合意については有効であるとされており、実務においてもそのような合意がしば しば用いられている。

4 効果

[訳注] 出訴期限は、原則として訴訟上の権利追及を遮断する効果を有するにとどまり、 実体的権利の帰趨については影響を及ぼさない。ただし、以下の場合などについて、出訴 期間満了の効果として例外的に実体的権利の消滅が認められている。なお、以上の効果を 得るためには、被告が訴訟において援用することが必要である。

第3条 [継起的横領の場合における期間制限及び横領物の所有者の権原の消滅]

- (1) 動産の横領に関する訴訟原因がある者のために発生し、かつこの者が当該動産の占有を 回復する前にさらなる横領が行われたときは、最初の横領に関する訴訟原因の発生時か ら6年間経過した後は、次の横領に関する訴訟は提起されないものとする。
- (2) そのような訴訟原因がある者のために発生し、訴訟提起のために規定された期間が経過し、かつこの者がその期間内に当該動産の占有を回復しなかったときは、当該動産に対するその者の権原は消滅するものとする。

第11A条第3項 「欠陥製造物に関する訴訟」

(3) 本条が適用される訴訟は、前記 1987 年〔消費者保護〕法第 4 条の意味の範囲内で、関連する時点から 10 年の期間の満了後は提起されないものとする。そして、本条は訴権を消滅させるものとして作用するものとし、かつ本条は当該訴権が発生したかどうか、本法の以下の規定に従い、前記 10 年の期間の終了時に時間が進行を開始していたかどうか

にかかわらず、訴権を消滅させるものとする。

- 第17条 [時間制限の満了後における土地に対する権原の消滅]
 - (a) 本法第 18 条に従い、本法によって定められた消滅時効期間の満了時に、土地を回復するための訴訟(受戻しを含む)を提起する者にとって、土地に対するその者の権原は消滅するものとする。